建設業の許可申請のしおり
R6.4　改訂版

石川県土木部監理課

目次

第１　建設業の許可制度 1
　１　建設業とは
　２　建設業を営むには許可が必要
　３　許可の例外
第２　建設業許可の種類及び区分 1
　１　業種ごとに許可が必要
　２　大臣許可と知事許可の区分について
　３　大臣許可申請等の取扱いについて
　４　特定建設業と一般建設業の区分について
　５　許可の有効期間
　６　許可通知書を紛失したとき
第３　許可を受けるための要件（許可の基準） 7
　１　適正に経営業務を行うことができる体制を有する者
　２　適切な社会保険への加入
　３　専任の技術者
　４　請負契約に関しての誠実性
　５　財産的基礎又は金銭的信用
　６　欠格要件
第４　許可申請書の記載要領及び提出上の注意事項 18
　１　これらの注意は必ず守ってください
　２　申請・届出書類及び添付書類
　３　申請時における提出書類
　４　許可申請書記載上の注意事項
　５　行政書士による代理申請の取扱について
　６　申請書の提出部数、手数料、提出場所
　７　主な記載例（新規許可）
第５　許可通知書の交付と許可後の手続き 41
　１　許可通知書について
　２　変更等の届出
　３　廃業等の届出
　４　標識の設置
第６　許可を受けた地位の承継について 50
第７　建設業許可の取扱い変更について 58
第８　建設業許可関係事務の郵送受付開始について 62
第９　解体工事業について 71

第１　建設業の許可制度

１　建設業とは

建設業とは土木建築に関する２９種の建設工事（別表１）の完成を請け負う営業をいいます。この営業を行う者は、建設業法により一定の基準に適合した内容を備えていることが必要です。

２　建設業を営むには許可が必要

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

３　許可の例外

建設業を営むには許可が必要ですが、軽微な工事のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。軽微な工事とは、建築一式工事では１件の請負代金が１，５００万円未満の工事（消費税込み）又は延べ面積１５０平方メートル未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、１件の請負代金が５００万円未満の工事（消費税込み）をいいます。

※軽微な工事であっても、浄化槽工事又は解体工事を請け負う場合は、それぞれ法令に基づく登録が必要ですので注意して下さい。

【軽微な工事】

建築一式工事	それ以外の工事
１,５００万円未満の工事 又は 延べ面積１５０平方メートル未満の木造住宅工事	５００万円未満の工事

第２　建設業許可の種類及び区分

１　業種ごとに許可が必要

建設業の許可は「別表１」に掲げられた建設業の種類ごとに受けられます。許可を受けた業種以外の建設工事を独立して請け負うことは出来ないので、各業種の内容等を勘案のうえ今後の営業方針に沿った業種を選択してください。

２　大臣許可と知事許可の区分について

石川県内にのみ営業所[注1]を設けて営業する場合には石川県知事の許可、２以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合には国土交通大臣[注2]の許可を受けなければなりません。

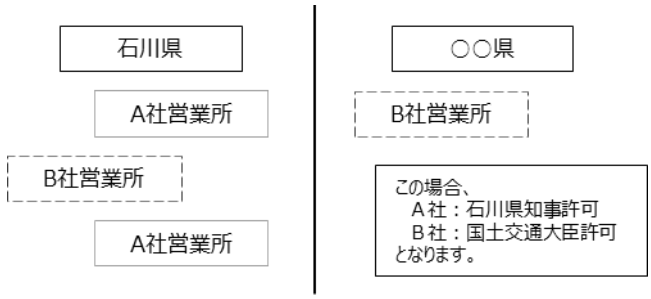

（注１）建設業法上の営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約の見積り、入札、契約の締結を行う事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいいます。

（注２）大臣許可と知事許可の区分は、営業所の所在地によるものであって、工事場所によるものではありません。

３　大臣許可申請等の取扱いについて

北陸地方整備局へ直接郵送する必要があります。

※令和２年３月３１日までは経由庁（石川県）において受理及び北陸地方整備局への進達を行っていましたが、令和２年４月１日より経由事務が廃止され、整備局へ直接提出することとなりました。

４　特定建設業と一般建設業の区分について

（１）特定建設業の許可

発注者（他の者から請け負った者を除く建設工事の注文者）から直接請け負った建設工事１件につき、その下請代金の合計額[注1]が４，５００万円[注2]（建築一式工事の場合は７，０００万円[注2]）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工しようとする場合は特定建設業の許可が必要です。

（注１）下図の例における（a 円＋b 円＋c 円）をいう。

（注２）消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

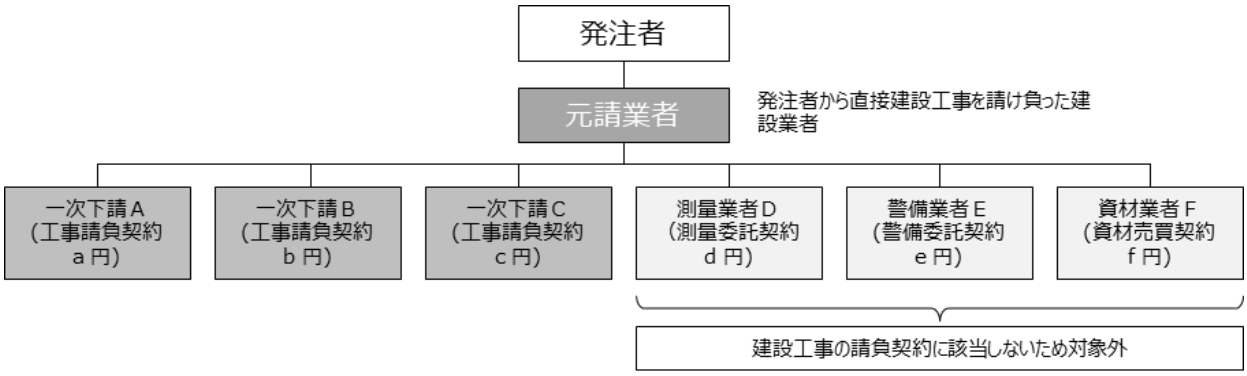

（２）一般建設業の許可

（１）以外の場合は、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

５　許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から５年目の対応する日の前日をもって満了することとされています。したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する３０日前までに、最初の許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをしなければ、引き続いて営業することができなくなります。

（※１）許可の更新を申請する場合は許可期限の２ヶ月前から３０日前までに、業種の追加と許可の更新を同時に申請する場合は許可期限の２ヶ月前までに申請書を提出して下さい。

（※２）建設業の一本化「許可の有効期間の調整」について、同一業者で許可日の違う２つ以上の業種の許可を受けている場合には、どちらかの許可の申請をする際に有効期間の残っている他の業種の許可についても同時に許可申請することができます。

６　許可通知書を紛失したとき

許可通知書は再発行されませんので、必要な場合は、証明願を申請し「建設業許可証明書」を求めていただくことになります（証明必要枚数＋１枚を提出）。証明書の手数料は１通あたり３８０円の石川県証紙が必要となり、申請は知事許可業者の方は、所轄土木総合事務所で受付しています。

（申請書参考様式については監理課ホームページに掲載しています）。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/kyokasyoumei.html

別表１
建設業の種類、その内容と例示

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のものに建築物を建設する工事	
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・工事業	イ　足場の組み立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、証明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑池を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事

	建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は、公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

第３　許可を受けるための要件（許可の基準）

- ■　適正に経営業務を行うことができる体制を有する者であること
- ■　適切な社会保険に加入している者であること
- ■　専任の技術者を有していること
- ■　請負契約に関して誠実性を有していること
- ■　請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ■　欠格要件に該当しないこと

１　適正に経営業務を行うことができる体制を有する者

法人の場合は常勤役員のうち１人、個人の場合は本人または支配人（以下、「常勤役員等」という）が次の要件のいずれかに該当する必要があります。

なお、常勤役員等が、後述する「３　専任技術者」の要件をみたしていれば専任の技術者も兼務できます。

イ（１）建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者[注1]
（施行規則第７条第１号イ（１）該当）

（２）建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者[注2]（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験[注3]を有する者
（施行規則第７条第１号イ（２）該当）

（３）建設業に関し６年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験[注4]を有する者
（施行規則第７条第１号イ（３）該当）

ロ　常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験[注5]（許可を受けている建設業者にあっては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあっては当該建設業を営む者における５年以上の建設業の業務経験に限る。以下同じ。）を有する者、労務管理の業務経験[注6]を有する者及び業務運営の業務経験[注7]を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

（１）建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有し、かつ、５年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者（施行規則第７条第１号ロ（１）該当）

（２）５年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有する者（施行規則第７条第１号ロ（２）該当）

（注１）「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

（注２）「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者をいう。

（注３）「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

（注４）「経営業務を補佐した経験」とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

（注５）「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。

（注６）「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。
（注７）「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいう。

２　適切な社会保険への加入

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること。

令和２年１０月１日以降の申請（更新含む）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。

３　専任の技術者

各営業所に一業種につき１人ずつ（業種間の兼任可）、次のいずれかに該当する専任の技術者を有しなければなりません。

（１）一般建設業の場合

イ　申請業種に関連する学科（別表２）を修めた後大卒（短大、高等専門学校を含む）で３年、高卒又は専門学校[注1]で５年以上の申請業種についての実務経験を有する者。…法第７条第２号イ該当

ロ　学歴の有無を問わず、１つの申請業種について１０年以上の実務経験を有する者。…法第７条第２号ロ該当

ハ　申請業種に関して法定の資格免許等[注2]を有する者又は、技術検定の１次試験に合格後一定の実務経験を有する者又は、一定の業種につき、異なる業種間で必要な実務経験を有する者。…法第７条第２号ハ該当

（注１）「専門士」の称号の付与がある場合：３年
（注２）この資格免許等には１年以上の実務経験を要する場合もあるので注意のこと。

（２）特定建設業の場合

イ　法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、又は他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者…法第１５条第２号イ該当

ロ　法第７条第２号のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、発注者から直接請け負った4,500万円以上の工事に関し２年以上の指導監督的実務経験を有する者…法第１５条第２号ロ該当

ハ　国土交通大臣が法第１５条第２号イ又はロと同等以上の能力を有するものと認定した者…法第１５条第２号ハ該当

（３）特定建設業のうち指定建設業の場合

特定建設業のうち次に掲げる業種（指定建設業）における専任の技術者は、（２）イの者、又は（２）ハの者のうち法第１５条第２号イと同等以上の能力を有するものと認定された者に限られています。

・土木工事業　・建築工事業　・電気工事業　・管工事業
・鋼構造物工事業　・舗装工事業　・造園工事業

上記（１）から（３）の技術者の資格要件については、「別表３」を参照してください。

（※１）石川県知事許可では、実務経験にて専任技術者となれるのは、１人につき２業種までです。
（※２）原則、実務経験期間の重複を認めていません。

「１　常勤役員等」、「３　専任の技術者」は、建設業の他者の技術者及び管理建築士、宅地建物取引士等、他の法令により専任性を要する者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

別表２

建設業の種類別指定学科

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表３

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「１」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「４」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）
「７※」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）
「７○」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

	コード	資格区分		建設業の種類																											
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	01	法第７条第２号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	02	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
建設業法（技術検定）	11	１級建設機械施工管理技士		7				7								7																
	12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）		7				7								7																
	13	１級土木施工管理技士		7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※			7※			7※		7		7※	7(注1)
	1H	１級土木施工管理技士補					7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
	14	２級土木施工管理技士	種別　土木	7			7○	7	7	7○			7○	7	7○	7	7			7○	7○			7○			7○		7		7○	7(注1)
	1J	２級土木施工管理技士補	土木				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	15	２級土木施工管理技士	鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	1K	２級土木施工管理技士補	鋼構造物塗装				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	16	２級土木施工管理技士	薬液注入				7○	7	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	1L	２級土木施工管理技士補	薬液注入				7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
	20	１級建築施工管理技士			7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7※	7				7	7※	7※	7※	7(注1)
	2C	１級建築施工管理技士補				7※	7※	7※	7※	7※			7※		7※			7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※
	21	２級建築施工管理技士	種別　建築		7	7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7(注1)
	22		躯体			7	7○	7	7○	7○			7	7	7			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7(注1)
	23		仕上げ			7	7	7○	7	7			7		7○			7	7	7	7	7	7○	7				7	7○	7○	7○	7○
	2D	２級建築施工管理技士補				7○	7○	7○	7○	7○			7○		7○			7○	7○	7○	7○	7○	7○	7○				7○	7○	7○	7○	7○
	27	１級電気工事施工管理技士									7												7※							7※		
	2E	１級電気工事施工管理技士補																					7※							7※		
	28	２級電気工事施工管理技士									7												7○							7○		
	2F	２級電気工事施工管理技士補																					7○							7○		
	29	１級管工事施工管理技士										7			7※		7※	7※					7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
	2G	１級管工事施工管理技士補													7※		7※	7※					7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※	
	30	２級管工事施工管理技士										7			7○		7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	
	3A	２級管工事施工管理技士補													7○		7○	7○					7○	7○			7○	7○	7○	7○	7○	
	31	１級電気通信工事施工管理技士																							7							
	32	２級電気通信工事施工管理技士																							7							
	33	１級造園施工管理技士					7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※		7	7※		7※		7※	7※
	3D	１級造園施工管理技士補					7※	7※	7※	7※			7※		7※		7※			7※	7※			7※			7※		7※		7※	7※
	34	２級造園施工管理技士					7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○		7	7○		7○		7○	7○
	3E	２級造園施工管理技士補					7○	7○	7○	7○			7○		7○		7○			7○	7○			7○			7○		7○		7○	7○
建築士法	37	１級建築士			7	7				7			7	7								7										
	38	２級建築士			7	7				7			7									7										
	39	木造建築士				7																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）		7				7			7					7	7									7						7(注2)
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		7				7			7			7		7	7									7						7(注2)
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		7				7																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									7														7							
	45	機械・総合技術監理（機械）																					7									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										7											7									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										7																	7			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										7															7		7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		7				7									7															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		7				7																		7						
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										7																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										7																	7			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										7																	7		7	
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

別表３

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「１」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「４」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）
「７※」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）
「７○」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気工事士法	５５	第１種電気工事士								７																					
	５６	第２種電気工事士　【３年】								７																					
電気事業法	５８	電気主任技術者　（第１種～第３種）　【５年】								７																					
電気通信事業法	５９	電気通信主任技術者　【５年】																						７							
	３５	工事担任者（注３）　【３年】																						７							
水　道　法	６５	給水装置工事主任技術者　【１年】									７																				
消　防　法	６８	甲種 消防設備士																											７		
	６９	乙種 消防設備士																											７		
職業能力開発促進法	７１	建築大工			７																										
	６４	型枠施工			７		７																								
	７２	左官				７																									
	５７	とび・とび工					７																								７
	７３	コンクリート圧送施工					７																								
	６６	ウェルポイント施工					７																								
	７４	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管									７																				
	７５	給排水衛生設備配管									７																				
	７６	配管（注４）・配管工									７																				
	７０	建築板金「ダクト板金作業」							７		７						７														
	７７	タイル張り・タイル張り工										７																			
	７８	築炉・築炉工・ れんが積み										７																			
	７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						７				７																			
	８０	石工・石材施工・石積み						７																							
	８１	鉄工（注５）・製罐（せいかん）											７																		
	８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（注６）												７																	
	８３	工場板金															７														
	８４	板金・建築板金・板金工（注７）							７								７														
	８５	板金・板金工・打出し板金															７														
	８６	かわらぶき・スレート施工							７																						
	８７	ガラス施工																７													
	８８	塗装・木工塗装・木工塗装工																	７												
	８９	建築塗装・建築塗装工																	７												
	９０	金属塗装・金属塗装工																	７												
	９１	噴霧塗装																	７												
	６７	路面標示施工																	７												
	９２	畳製作 ・ 畳工																			７										
	９３	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			７										
	９４	熱絶縁施工																					７								
	９５	建具製作・建具工・木工（注８）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									７				
	９６	造園																							７						
	９７	防水施工																		７											
	９８	さく井																								７					
	６１	地すべり防止工事　【１年】					７																			７					
	４０	基礎ぐい工事					７																								
	６２	建築設備士　【１年】								７	７																				
	６３	計装　【１年】								７	７																				
	６０	解体工事																													７
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

別表３

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「１」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「４」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）
「７※」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）
「７○」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
基幹技能者	３６	種目 登録電気工事基幹技能者								７														７							
		登録橋梁基幹技能者					７						７																		
		登録造園基幹技能者																							７						
		登録コンクリート圧送基幹技能者					７																								
		登録防水基幹技能者																		７											
		登録トンネル基幹技能者					７																								
		登録建設塗装基幹技能者																	７												
		登録左官基幹技能者				７																									
		登録機械土工基幹技能者					７																								
		登録海上起重基幹技能者														７															
		登録ＰＣ基幹技能者					７							７																	
		登録鉄筋基幹技能者												７																	
		登録圧接基幹技能者												７																	
		登録型枠基幹技能者			７																										
		登録配管基幹技能者									７																				
		登録鳶・土工基幹技能者					７																								
		登録切断穿孔基幹技能者					７																								
		登録内装仕上工事基幹技能者																			７										
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									７				
		登録エクステリア基幹技能者					７	７				７																			
		登録建築板金基幹技能者							７								７														
		登録外壁仕上基幹技能者				７													７	７											
		登録ダクト基幹技能者									７																				
		登録保温保冷基幹技能者																					７								
		登録グラウト基幹技能者					７																								
		登録冷凍空調基幹技能者									７																				
		登録運動施設基幹技能者					７								７										７						
		登録基礎工基幹技能者					７																								
		登録タイル張り基幹技能者										７																			
		登録標識・路面標示基幹技能者					７												７												
		登録消火設備基幹技能者																											７		
		登録建築大工基幹技能者			７																										
		登録硝子工事基幹技能者																７													
		登録土工基幹技能者					７																								
		登録ALC基幹技能者										７																			
		登録ウレタン断熱基幹技能者																					７								
		登録発破・破砕基幹技能者					７																								
		登録建築測量基幹技能者			７																										
		登録解体基幹技能者																													７
		登録圧入工基幹技能者					７																								
		登録送電線工事基幹技能者					７			７																					
		登録さく井基幹技能者																								７					
その他	９９	その他（上記コードに該当するものを除く）	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７	７
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考

・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要。

（注１）　平成27年度までに実施した試験の合格者に対しては、試験合格後における解体工事に関する実務経験１年以上または登録解体工事講習の修了が必要。

（注２）　試験合格後における解体工事に関する実務経験１年以上、または登録解体工事講習の修了が必要。

（注３）　工事担任者：令和３年４月１日以降に、試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けたものに限る。

（注４）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注５）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注６）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注７）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注８）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別表３

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

「2」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「3」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「6」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「8※」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「8○」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「9」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定７業種

	コード	資格区分		建設業の種類																											
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	01	法第７条第2号　イ　該当				2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
	02	法第７条第２号　ロ　該当				5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
	03	法第１５条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）		3	3						3	3		3		3										3						
	04	法第１５条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）				6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11	１級建設機械施工管理技士		9				9								9																
	12	２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）						8																								
	13	１級土木施工管理技士		9			8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9			9	8※			8※			8※		9		8※	9(注1)
	1H	１級土木施工管理技士補					8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
	14	２級土木施工管理技士	種別　土木				8○	8	8	8○			8○		8○		8			8○	8○			8○			8○		8		8○	8(注1)
	1J	２級土木施工管理技士補	種別　土木				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	15	２級土木施工管理技士	種別　鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	1K	２級土木施工管理技士補	種別　鋼構造物塗装				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	16	２級土木施工管理技士	種別　薬液注入				8○	8	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	1L	２級土木施工管理技士補	種別　薬液注入				8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	20	１級建築施工管理技士			9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8※	9				9	8※	8※	8※	9(注1)
	2C	１級建築施工管理技士補				8※	8※	8※	8※	8※			8※		8※			8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※				8※	8※	8※	8※	8※
	21	２級建築施工管理技士	種別　建築			8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8(注1)
	22	２級建築施工管理技士	種別　躯体			8	8○	8	8○	8○			8		8			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8(注1)
	23	２級建築施工管理技士	種別　仕上げ			8	8	8○	8	8			8		8○			8	8	8	8	8	8○	8				8	8○	8○	8○	8○
	2D	２級建築施工管理技士補				8○	8○	8○	8○	8○			8○		8○			8○	8○	8○	8○	8○	8○	8○				8○	8○	8○	8○	8○
	27	１級電気工事施工管理技士									9												8※							8※	
	2E	１級電気工事施工管理技士補																					8※							8※	
	28	２級電気工事施工管理技士																					8○							8○	
	2F	２級電気工事施工管理技士補																					8○							8○	
	29	１級管工事施工管理技士										9			8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
	2G	１級管工事施工管理技士補													8※		8※	8※					8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	
	30	２級管工事施工管理技士													8○		8○	8○					8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	
	3A	２級管工事施工管理技士補													8○		8○	8○					8○	8○			8○	8○	8○	8○	8○	
	31	１級電気通信工事施工管理技士																							9							
	32	２級電気通信工事施工管理技士																							8							
	33	１級造園施工管理技士					8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※		9	8※		8※		8※	8※
	3D	１級造園施工管理技士補					8※	8※	8※	8※			8※		8※		8※			8※	8※			8※			8※		8※		8※	8※
	34	２級造園施工管理技士					8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
	3E	２級造園施工管理技士補					8○	8○	8○	8○			8○		8○		8○			8○	8○			8○			8○		8○		8○	8○
建築士法	37	１級建築士			9	9				9			9	9								9										
建築士法	38	２級建築士				8				8			8									8										
建築士法	39	木造建築士				8																										
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）		9				9			9					9	9									9						9(注2)
技術士法	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		9				9			9			9		9	9									9						9(注2)
技術士法	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		9				9																								
技術士法	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									9														9							
技術士法	45	機械・総合技術監理（機械）																					9									
技術士法	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										9											9									
技術士法	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										9																	9			
技術士法	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										9															9		9			
技術士法	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		9				9									9															
技術士法	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9						
技術士法	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		9				9																		9						
技術士法	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										9																				
技術士法	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										9																	9			
技術士法	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										9																	9		9	
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清

別表３

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

「2」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「3」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「6」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「8※」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「8○」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「9」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
電気工事士法	55	第１種電気工事士																													
	56	第２種電気工事士 【3年】																													
電気事業法	58	電気主任技術者 （第１種～第３種） 【5年】																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																						8							
	35	工事担任者（注３） 【3年】																						8							
水 道 法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																													
消 防 法	68	甲種 消防設備士																											8		
	69	乙種 消防設備士																											8		
職業能力開発促進法	71	建築大工			8																										
	64	型枠施工			8		8																								
	6B	型枠施工（附則第４条該当）			8		8																								
	72	左官				8																									
	57	とび・とび工					8																								8
	73	コンクリート圧送施工					8																								
	66	ウェルポイント施工					8																								
	74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管																													
	75	給排水衛生設備配管																													
	76	配管（注４）・配管工																													
	70	建築板金「ダクト板金作業」							8								8														
	77	タイル張り・タイル張り工										8																			
	78	築炉・築炉工・ れんが積み										8																			
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																			
	80	石工・石材施工・石積み						8																							
	81	鉄工（注５）・製罐（せいかん）																													
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注６）												8																	
	83	工場板金															8														
	84	板金・建築板金・板金工（注７）							8								8														
	85	板金・板金工・打出し板金															8														
	86	かわらぶき・スレート施工							8																						
	87	ガラス施工																8													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8												
	89	建築塗装・建築塗装工																	8												
※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	90	金属塗装・金属塗装工																	8												
	91	噴霧塗装																	8												
	67	路面標示施工																	8												
	92	畳製作 ・ 畳工																			8										
	93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			8										
	94	熱絶縁施工																					8								
	95	建具製作・建具工・木工（注８）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8				
	96	造園																													
	97	防水施工																		8											
	98	さく井																								8					
	61	地すべり防止工事 【1年】					8																			8					
	40	基礎ぐい工事					8																								
	62	建築設備士 【1年】																													
	63	計装 【1年】																													
	60	解体工事																													8
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清

別表３

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

「2」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「3」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「6」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「8※」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験３年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「8○」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験５年＋２年以上の指導監督的実務経験）
「9」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

	コード	資格区分		建設業の種類																													
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
基幹技能者	３６	種目	登録電気工事基幹技能者																						８							
			登録橋梁基幹技能者					８																								
			登録造園基幹技能者																													
			登録コンクリート圧送基幹技能者					８																								
			登録防水基幹技能者																		８											
			登録トンネル基幹技能者					８																								
			登録建設塗装基幹技能者																	８												
			登録左官基幹技能者				８																									
			登録機械土工基幹技能者					８																								
			登録海上起重基幹技能者														８															
			登録ＰＣ基幹技能者					８							８																	
			登録鉄筋基幹技能者												８																	
			登録圧接基幹技能者												８																	
			登録型枠基幹技能者			８																										
			登録配管基幹技能者																													
			登録鳶・土工基幹技能者					８																								
			登録切断穿孔基幹技能者					８																								
			登録内装仕上工事基幹技能者																			８										
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									８				
			登録エクステリア基幹技能者					８	８				８																			
			登録建築板金基幹技能者							８								８														
			登録外壁仕上基幹技能者				８													８	８											
			登録ダクト基幹技能者																													
			登録保温保冷基幹技能者																					８								
			登録グラウト基幹技能者					８																								
			登録冷凍空調基幹技能者																													
			登録運動施設基幹技能者					８																								
			登録基礎工基幹技能者					８																								
			登録タイル張り基幹技能者										８																			
			登録標識・路面標示基幹技能者					８												８												
			登録消火設備基幹技能者																											８		
			登録建築大工基幹技能者			８																										
			登録硝子工事基幹技能者																８													
			登録土工基幹技能者					８																								
			登録ALC基幹技能者										８																			
			登録ウレタン断熱基幹技能者																					８								
			登録発破・破砕基幹技能者					８																								
			登録建築測量基幹技能者			８																										
			登録解体基幹技能者																													８
			登録圧入工基幹技能者					８																								
			登録送電線工事基幹技能者					８																								
			登録さく井基幹技能者																								８					
その他	９９	その他（上記に該当するものを除く）				８	８	８	８	８			８		８		８	８	８	８	８	８	８	８	８		８	８	８	８	８	８
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

備考
・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要。

（注１）　平成27年度までに実施した試験の合格者に対しては、試験合格後における解体工事に関する実務経験１年以上または登録解体工事講習の修了が必要。

（注２）　試験合格後における解体工事に関する実務経験１年以上、または登録解体工事講習の修了が必要。

（注３）　工事担任者：令和３年４月１日以降に、試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けたものに限る。

（注４）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注５）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注６）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注７）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注８）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

４　請負契約に関しての誠実性

申請者は、その役員等及び営業所長等、又はその本人及び支配人が請負契約に関して不正又は不誠実な行為[注1]をする恐れの明らかであるときは、許可を受けることはできません。

（注１）次に該当するときは、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする恐れの明らかであるときに原則として該当します。
建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許等の取消処分を受けて５年を経過しないとき。

５　財産的基礎又は金銭的信用

（１）一般建設業の場合

許可申請者が次のいずれかに該当すること。

ア　自己資本[注1]の額が５００万円以上であること。

イ　５００万円以上の資金調達能力[注2]を有すること。

ウ　許可申請の直前過去５年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。

（２）特定建設業の場合

許可申請者が次のすべてに該当すること。

ア　欠損の額[注3]が資本金の額の２０％を超えていないこと。

イ　流動比率[注4]が７５％以上であること。

ウ　資本金[注5]が２，０００万円以上であり、かつ自己資本の額が４，０００万円以上であること。

（注１）「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

（注２）「５００万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、５００万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等を得られることをいいます。

（注３）「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

（注４）「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に１００を乗じた数をいいます。

（注５）「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあっては期首資本金をいいます。

６　欠格要件

申請者（個人にあってはその個人及び支配人等、法人にあってはその役員等※及び営業所長等）が建設業者としての適格性を持たないと認められる場合（法第８条第１号～第１３号）及び申請書類若しくはその添付書類中の重要な事項の記載が欠け又は虚偽の記載がある場合は許可を受けることはできません。

※平成２７年４月１日より「役員」の範囲が「役員等」に拡大されました。

【建設業法第５条（抜粋）】

「役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）」

【建設業法第８条（欠格要件）】

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
２　第２９条第１項第７号又は第８号に該当することにより建設業の許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者
３　第２９条第１項第７号又は第８号に該当するとして建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分しないことの決定があった日までの間に廃業の届出（第１２条第５号）をした者で当該届出の日から５年を経過しないもの
４　前号に規定する期間内に廃業の届出（第１２条第５号）があった場合において、前号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの
５　第２８条第３項又は第５項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
６　許可を受けようとする建設業について第２９条の４の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
７　禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
８　この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令*1で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第３２条の２第７項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の３（凶器準備集合罪、凶器準備結集罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条の罪（背任罪）若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
９　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（第１３号において「暴力団員等」という。）
１０　心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令*2で定めるもの
１１　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第１号から第４号まで又は第６号から前号までのいずれかに該当する者にあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
１２　法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者（第２号に該当する者についてはその者が第２９条の規定により許可を取り消される以前から、第３号又は第４号に該当する者についてはその者が第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第６号に該当する者についてはその者が第２９条の４の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
１３　個人で政令で定める使用人のうちに、第１号から第４号まで又は第６号から第１０号までのいずれかに該当する者（第２号に該当する者についてはその者が第２９条の規定により許可を取り消される以前から、第３号又は第４号に該当する者についてはその者が第１２条第５号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第６号に該当する者についてはその者が第２９条の４の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの
１４　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（＊１）建設業法施行令第３条の２
１　建築基準法第９条第１項又は第１０項前段（これらの規定を同法第８８条第１項から第３項まで又は第９０条第３項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第９８条第１項（第１号に係る部分に限る。）
２　宅地造成等規制法第１４条第２項、第３項又は第４項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第２７条
３　都市計画法第８１条第１項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第９１条
４　景観法第６４条第１項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第１００条
５　労働基準法第５条の規定に違反した者に係る同法第１１７条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第４４条第１項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律第４４条の規定により適用される場合を含む。第７条の３第３号において同じ。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第６条の規定に違反した者に係る同法第１１８条第１項
６　職業安定法第４４条の規定に違反した者に係る同法第６４条
７　労働者派遣法第４条第１項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第５９条
（＊２）建設業法施行規則第８条の２
建設業法第８条第１０号の国土交通省令で定めるものとは、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を指す。

第４　許可申請書の記載要領及び提出上の注意事項

建設業許可申請書は、建設業を営もうとする許可申請者が、法の期待する建設業者たりうるかどうか、許可しうるかどうか、を判断する極めて重要なものです。したがって、この書類の作成に関する重要な事項について虚偽の記載があれば、許可を受けられないか、許可を受けた後であっても許可を取り消されることになっており、さらに、このような理由で許可を取り消された場合には、許可の取り消しの日から５年を経過しなければ、新たに許可を受けることができなくなりますので、十分注意して作成することが必要です。

なお、提出された許可申請書、その添付書類及び変更届出書は許可後、公衆の閲覧に供されます（法第１３条）。

１　これらの注意は必ず守ってください

以下に述べる注意事項は、①建設業許可申請書を実際に記載し、提出される際、申請書各用紙下欄もしくは別紙の記載要領の趣旨を生かすためにも最小限これだけは守っていただきたい事項と、②建設業許可制度の適正な運用を期すために、石川県が独自に守っていただくことにしている注意事項です。したがって、これら双方の注意事項が守られていない書類は、申請窓口において不備書類として取扱われますので注意してください。

２　申請・届出書類及び添付書類

申請等にあたっての書類及び添付書類は、「別表４－１」により作成し、クリップ留めで提出してください。袋とじは不要です（登記されていないことの証明書、身分証明書及び納税証明書は別途ホッチキス留めしてください）。

申請の区分によっては、省略が可能な書類がありますので注意してください。

＜様式の入手先＞石川県土木部監理課ホームページ内

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinsei.html

３　申請時における提出書類

（１）「許可申請書と添付書類」について

「許可申請書と添付書類」とは、建設業許可の申請を行う際に提出が必要となる書類です。申請の区分によって必要な書類が違いますので、「別表４－１」等で確認してください。

（２）「確認資料」について

「確認資料」とは、建設業許可の申請等に係る審査において、許可要件等に関する事実確認に必要なものとして提出をお願いしている資料です。「別表４－２」、「別表４－３」で確認してください。

別表４－１

許可申請書と添付書類等一覧表

様式番号	書類の名称	申請の区分									確認資料
		1 新規	2 許可換え新規	3 般・特新規	4 業種追加	5 更新	6 般・特新規＋業種追加	7 般・特新規＋更新	8 業種追加＋更新	9 般・特新規＋業種追加＋更新	
―	表　紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙1	役員等の一覧表	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	×	×	×	×	○	×	○	○	○	
別紙4	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第2号	工事経歴書	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
第4号	使用人数	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 A	○（A，Bのいずれか）									経営経験の確認書類（P20、21参照） 常勤性の確認書類（P22参照）
別紙	常勤役員等の略歴書 A										
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 B										
別紙一	常勤役員等の略歴書 B										
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 B										
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	加入状況の確認書類（P23参照）
第8号(1)	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○	○	×	○	○	○	○	常勤性の確認書類（P22参照）
―	卒業証明書又は卒業証書の写	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
第9号	実務経験証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
―	資格者証の写（監理技術者資格者証）	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△	契約書等
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
―	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	別途綴り提出
―	身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	別途綴り提出
―	定　款	○ ×	○ ×	×	×	△ ×	×	△ ×	△ ×	△ ×	
第14号	株主（出資者）調書	○ ×	○ ×	×	×	△ ×	×	△ ×	△ ×	△ ×	
第15号	貸借対照表	○ ×	○ ×	×	×	×	×	×	×	×	
第16号	損益計算書　完成工事原価報告書	○ ×	○ ×	×	×	×	×	×	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	○ ×	○ ×	×	×	×	×	×	×	×	
第17号の2	注記表	○ ×	○ ×	×	×	×	×	×	×	×	
第17号の3	附属明細表	△ ×	△ ×	×	×	×	×	×	×	×	
第18号	貸借対照表	× ○	× ○	×	×	×	×	×	×	×	
第19号	損益計算書	× ○	× ○	×	×	×	×	×	×	×	
―	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	○ △	○ △	×	×	△ ×	×	△ ×	△ ×	△ ×	
第20号	営業の沿革	○	○	×	×	○	×	○	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	×	×	△	×	△	△	△	
―	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	×	×	△	×	△	△	△	
―	業態（営業）証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
―	預金残高証明書・融資証明書	△	△	△	△	×	△	△	△	△	
―	念　書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
―	始末書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

（注1）申請区分欄の「○」は添付の必要なもの（該当のない場合も添付）、「×」は添付の必要のないもの、「△」は場合によっては添付の必要なものを示す。
（注2）申請区分欄に記号が二つあるのは、左は申請者が「法人」の場合、右は申請者が「個人」の場合である。
（注3）提示書類について、必要な場合には上記のほかに求めることがありますので、その指示に従ってください。

「般・特新規」：一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合。ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後（建設業法第29条：許可の取消要件に該当し、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る）、新たに一般建設業の許可をすることになるため「新規」に該当する。
「業種追加」：一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合。
「業種追加+更新」：業種の追加と許可の更新を同時に申請する場合は、許可期限の2ヶ月前までに申請書を提出してください。

別表４－２

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経営経験の確認書類

以下の場合に、表中の経営経験を確認する資料を提出してください。

■　許可（新規、許可換え新規）の申請を行うとき

■　許可申請（般・特新規、業種追加）で、既に確認を受けた期間以外について証明が必要な場合

■　常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の交替の届出をするとき

①施行規則第７条第１号イ（１）該当

法人の常勤役員等の経験
・登記事項証明書 ※証明しようとする期間について、役員であったことが確認できるもの。 ・業態証明書 （証明者がその証明を行う期間について建設業許可を受けていなかった場合）

個人事業主の経験
・業態証明書 （証明者がその証明を行う期間について建設業許可を受けていなかった場合）

②施行規則第７条第１号イ（２）該当

土木事務所に申請する前に、あらかじめ県監理課に相談し、確認を受けてください。

執行役員等としての経営経験
以下の書類の全てが必要です。 ・「被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当すること」が確認できるもの →組織図など ・「業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であること」が確認できるもの →業務分掌規程など ・「取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任された者であること」かつ、「取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念する者であること」が確認できるもの →定款、執行役員規定、取締役会議事録など ・「執行役員等として経営管理経験の期間」が確認できるもの →取締役会の議事録、人事発令書など

③施行規則第７条第１号イ（３）該当

土木事務所に申請する前に、あらかじめ県監理課に相談し、確認を受けてください。

【法人】経営業務を補佐した経験
以下の書類の全てが必要です。 ・「被認定者の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあること」が確認できるもの →組織図など ・「被認定者における経験が補佐経験に該当すること」が確認できるもの →業務分掌規程、過去の稟議書など ・「補佐経験の期間」が確認できるもの →人事発令書など

【個人】経営業務を補佐した経験
建設業を営む個人事業主の確定申告書の表紙及び事業専従者欄があるページの写し６年分 ※県監理課の確認は不要。

④施行規則第７条第１号ロ（１）該当
土木事務所に申請する前に、あらかじめ県監理課に相談し、確認を受けてください。

常勤役員等について
以下の書類の全てが必要です。 ・建設業に関する役員等の経験については、①に記載の書類で確認します。 ・建設業に関する役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験については、③に記載の書類で確認します。

常勤役員等を直接に補佐する者について
以下の書類の全てが必要です。 ・当該常勤役員等を「直接に補佐する(※)」ことの確認ができるもの。 (※)常勤役員等との間に他の者を介入させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うこと →組織図など ・財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、業務運営の経験を確認できるもの →業務分掌規程、過去の稟議書など ・「財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、業務運営の経験」の期間を確認できるもの →人事発令書など

⑤施行規則第７条第１号ロ（２）該当
土木事務所に申請する前に、あらかじめ県監理課に相談し、確認を受けてください。

常勤役員等について
以下の書類の全てが必要です。 ・建設業に関する役員等の経験については、①に記載の書類で確認します。 ・その他の業種に関する役員等の経験については、以下の書類で確認します。 【法人】登記事項証明書 ※証明しようとする期間について、役員であったことが確認できるもの。 【個人】確定申告書

常勤役員等を直接に補佐する者について
④に記載の書類で確認します。

別表４－３

建設業の許可申請に必要な書類（提出が必要な確認資料）

各申請区分に応じて、必要となる資料が異なりますので以下をご参照ください。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">本表では、確認資料のうち提出する必要があるものについて記載しています。

以下では一般的な「確認資料」を例示していますが、これらだけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じ、別の資料の提出をお願いする場合があります。

◎：必須提出
○：該当する場合

※別途つづりで提出してください。</td><td colspan="2">申請等の区分</td></tr>
<tr><td>新規、許可換え新規、更新</td><td>般・特新規、業種追加</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請等の際に提出が必要となる確認資料</td><td>従たる営業所について</td><td>営業所の写真（下記記載のもの全て）
・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの
・執務室内を撮影したもの
・周辺状況を含め標識（法第４０条）の設置場所が確認できるように撮影したもの
記載内容が判読できるように撮影してください。
写真は１か月以内に撮影したカラーのもので、撮影日も記載してください。

（注）般・特新規、業種追加及び変更届において、従前の営業所に変更がない場合は提出不要</td><td>◎</td><td>○注</td></tr>
<tr><td>・常勤役員等
・常勤役員等を直接に補佐する者
・営業所の専任技術者</td><td>健康保険被保険者証注１注２【写】
但し、社会保険適用除外事業所にあっては次のア以下の順で用意できる書類の写
ア　建設国保保険者証及び納入告知書注３
イ　雇用保険被保険者証
ウ　確定申告書の控又は源泉徴収簿
エ　賃金台帳（３ヶ月程度）
オ　その他、出勤簿等

（注１）個人情報保護の観点から、保険者番号及び被保険者記号・番号については黒塗りのうえ添付すること。
（注２）法人設立後間もなく、申請時に提出できない場合は、申請時に上記ア～オのいずれかを提出したうえ、後日、健康保険被保険者証の写を提出すること。
（注３）健康保険被保険者証に事業者名が記載されている場合は、保険者証の写のみでよい。
また、確認対象者が出向社員の場合は、出向協定書の写等その事実を確認できる書類も併せて添付してください。
≪黒塗り例≫：下画像の赤枠内を黒塗りすること。
 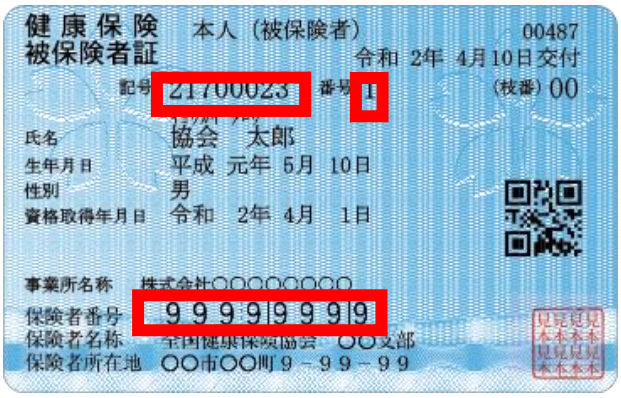
</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
</table>

申請等の際に提出が必要となる確認資料	健康保険等の加入状況について	①健康保険及び厚生年金保険の加入状況の確認（以下のいずれかの書類の写） ・申請時直前の保険料の納入に係る「領収証書」 ・　　〃　　「納入証明書」 ・「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」 ・「被保険者標準報酬決定通知書」 ・「新規適用届」（受付印のあるもの）の控え[注4]（事業開始間もない等で、上記の書類がない場合） （注４）別途、事業所整理記号及び事業所番号を確認する書類が必要となります。	◎	◎
		②雇用保険の加入状況の確認（以下のいずれかの書類の写） ・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」 ・「雇用保険被保険者証」[注5] ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」[注5] ・「雇用保険適用事業所設置届」の控え（事業開始間もない等で、上記の書類がない場合） （注５）別途、１４桁の労働保険番号を確認する書類が必要となります。	◎	◎

４　許可申請書記載上の注意事項

様式番号	申請書類等	記入上の注意等
	表紙	石川県独自様式
第１号	建設業許可申請書	①太線の枠内には記載しないでください。 ②有効期間の調整は、今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可の更新を申請する場合は「１」を、それ以外の場合は「２」を記入します。 ③建設業以外に行っている営業の種類があれば必ずすべて記入してください（例えば建材販売業、不動産取引業）。 ④申請書の内容に関する連絡先として、担当者の所属、氏名、電話番号、ファックス番号を記入してください。 なお、行政書士による代理申請を行う場合は、当該行政書士の氏名及び電話番号を記入してください。
	別紙１　役員等の一覧表	個人事業主は提出不要。
	別紙２（１） 営業所一覧表（新規） 別紙２（２） 営業所一覧表（更新）	ここでいう「営業所」とは「第２　建設業許可の種類と区分の２（２）」の（注１）に記述した通りです。 別表４－１（Ｐ１９参照）の区分に従い、許可更新申請の場合は別紙２（２）を用います。 （注１）２枚以上にわたる場合は、２枚目以降は主たる営業所についての記載を省略することができます。 （注２）主たる営業所の所在地が、個人にあっては現住所と異なる場合、法人にあっては登記事項証明書（商業登記簿謄本）に記載の所在地と異なる場合、当該建物の賃貸借契約書等にて主たる営業所の確認を行います。
第２号 第３号	工事経歴書 直前３年の各事業年度における工事施工金額	①これらの表は、別表１（Ｐ３～６参照）に掲げる建設工事の種類のうち許可を受けようとする業種に対応する建設工事の種類ごとに別々に記載し、他の建設工事欄と二重に計上することはできません。 （注）例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気事とその他の工事に分割し、それぞれ管工事又は電気工事を管工事又は電気工事の種類に、その他の工事を建築一式工事の種類に記載することはできない。これらはすべて建築一式工事として記載すること。 ②工事経歴書・・・経営事項審査を受ける予定のある場合は、右上余白に「経審受審予定あり」と、予定のない場合は「経審受審予定なし」と記載してください。 （注）「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容に個人の氏名が特定されることのないよう留意すること。例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等 ③直前３年の各事業年度における工事施工金額・・・最近年度の完成工事施工金額は、損益計算書記載の完成工事高と一致しなければなりません。
第４号	使用人数	常勤の役員、個人事業主を含めた人数を記載してください。なお、兼業がある場合、建設業以外の営業に従事する職員は除いてください。
第６号	誓約書	①「建設業法施行令第３条に規定する使用人」とは、支配人及び支店または営業所（申請書別紙２に記載した営業所）を代表する者のことで

様式番号	申請書類等	記入上の注意等
		す。 ②「欠格要件」とは、申請者又は申請者の役員等、支配人、支店長、営業所長が心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産者で復権を得ない者であること、暴力団員等であること、建設業法その他の関係法令の制裁を受けたことがあること等です。詳細はＰ１６～１７に記載してあります。
第７号 第７号の２	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書 常勤役員等及び補佐する者証明書	①この証明書は、（１）経営業務を行う常勤役員等としての経験に関する証明と、（２）当該経験を有する常勤役員等を申請者のもとに置いていることについての証明を同時に表すものです。 ②経営業務を行う常勤役員等としての経験は、様式第９号の技術者としての実務経験とは全く別のものであることに注意してください。 ③この経験の内容を表す施行規則第７条第１号イ（１）～（３）・ロ（１）（２）の区別及び許可を受けるために必要な経験年数その他については、「第３　許可を受けるための要件」を参照してください。 ④（１）の証明の証明者・・・原則としてその証明期間について使用者であった者としますが、法人の役員、個人事業主として建設業を経営（自営）してきた場合は、その法人、本人の証明で差支えありません。また、この場合、証明者に係る必要な期間の商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）を提示してください。 （注１）この証明書の証明者がその証明を行う期間について建設業許可（登録）を受けていた場合は、許可（登録）番号及び初許可（初登録）年月日を付記してください。（様式第９号実務経験証明書の場合も同じ）ただし、更新申請で、次のすべての要件を満たす場合は、省略できます。 Ⅰ．申請者と証明者が同一 Ⅱ．常勤役員等が前回申請時（５年前）と同一 Ⅲ．許可業種が前回申請時（５年前）と同一 （注２）この証明書の証明者がその証明を行う期間について建設業許可（登録）を受けていなかった場合には、別に市町長（金沢市にあっては町会長又はその期間につき許可（登録）営業実績のある建設業者）による業態（営業）証明書を添付してください。（様式第９号実務経験証明書の場合も同じ。） ⑤「役職名等」の欄・・・現在の役名ではなく経営経験をつんだ時点の役名を記載のこと。例えば「Ｓ５１．３～Ｓ５８．３取締役」等です。
	別紙　常勤役員等の略歴書 別紙　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	職歴の欄には現在に至るまでの主な職歴、特に建設業に関する職歴についてはすべて記載し、建設業の経営経験が明らかになる様に具体的に記載してください。また、施行規則第７条第１項ロ（２）に該当する者については、建設業以外の経営経験も具体的に記載してください。
第７号の３	健康保険等の加入状況	①事業所として健康保険等に加入しているかどうかを確認するもの。（加入は「１」、適用除外は「２」、一括適用は「３」を記載） ②未加入の場合、建設業の許可を受けることができません。 ③確認書類を提出してください（「別表４－３」参照）。 ※健康保険について、建設国保など建設関係の国民健康保険に加入

様式番号	申請書類等	記入上の注意等
		している場合は「２（適用除外）」を記入してください。
第８号	専任技術者証明書	①許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、許可を受けようとする業種につき、一定の資格要件を有する専任の技術者を置かなければなりません。 （注）専任の技術者は同一営業所内で必要な技術者要件を備えていれば、二業種以上の専任の技術者を兼ねることができ、また事業主、経営業務の管理責任者、営業所長等を兼ねることもできます。 ②技術者の資格要件を表す法第７条第２号の該当区分イ、ロ、ハの区別、法第１６条第２号（特定許可のみ）の該当区分イ、ロ、ハの区別については、「第３　許可を受けるための要件」の「３専任の技術者」の項に詳しく記述してありますから参照してください。 ③法第７条第２号のイに該当する場合は、履修学科の記載された卒業証明書又は卒業証書の写しの添付が必要です。 ④法第７条第２号のハ、法第１５条第２号のイに該当する場合はそれぞれの合格証、免許証の写しを添付してください。 ⑤技術者が二つ以上の基準に該当している場合は、いずれかの基準に該当する証明があれば他は省略して差支えありません。 ⑥業種の追加申請等において、すでに証明されている建設工事に加えて、他の業種についても同人が専任の技術者となる場合は、今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて（既に証明済のものも含めて）記載してください。 （注）一つの営業所に技術者が多数いても、ここに記載する技術者は一業種につき１人だけとしてください。
	卒業証明書、卒業証書、合格証、資格者証、免許証、監理技術者資格者証	様式第８号専任技術者証明書の有資格区分により、必要とされる場合に写を添付してください。Ｒ３年度より原本提示は不要とします。
第９号	実務経験証明書	①この証明書は、様式第８号専任技術者証明書に記載した技術者で実務経験を要件として許可を受けようとする場合、建設工事の種類ごとに作成すること。同一工事を２以上の工事実務経験に分けて記入することはできません（例えば、１件の工事を土木工事業と、とび・土工工事業に記載するようなこと）。 ②この証明書が必要な場合及び必要経験年数については、「第３　許可を受けるための要件」の「３専任の技術者」の項に詳しく記述してありますから参照してください。 ③証明者・・・原則として、その証明期間について使用者であった者（勤務先）としますが、技術者が法人の代表者の場合はその法人、個人事業主として建設業を経営（自営）してきた場合はその本人の証明で差支えありません。 （注）この場合、証明者に関して必要とされる措置等について様式第７号常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書④（注１、注２）を参照してください。 ④職名・・・実務経験の内容の欄に記載された建設工事に関する実務の

様式番号	申請書類等	記入上の注意等
		経験を有したときの職名を記載するものとし、具体的には、○○見習、○○係長、○○課長、事業主等と記載してください。 ⑤実務経験の内容・・・使用された期間（自営していた場合はその自営していた期間を使用された期間の欄に記載のこと）内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について代表的工事 例「○○駅ビル増築工事現場監督」等と具体的に記載してください。 ⑥実務経験は、１０年なら１１行以上、３年なら４行以上、１年なら２行以上といったように記載して下さい。 ⑦許可を受けようとする者以外の第三者の証明である場合、証明の事実確認を行う場合があるため、証明書の余白欄に証明に係る事務担当者の氏名、連絡先(メールアドレス、電話番号)を記載してください。
第１０号	指導監督的実務経験証明書	①特定建設業申請の場合であって、かつ、様式第８号専任技術者証明書の該当区分が法第１５条第２号ロである場合にのみ必要です。 ②記載については様式第９号実務経験証明書の注意と同じです。ただし、「経験年数」は、そこに記載された請負金額４，５００万円以上（Ｓ５９．１０．１前の経験にあっては１，５００万円以上の建設工事、Ｓ５９．１０．１以降Ｈ６．１２．２８前の経験にあっては３，０００万円以上）でかつ元請である具体的工事について実際に従事してきた期間の合計（工期の合計）を記入し、工期が重なっても重複計算はしません。 （注）この証明書に挙げられた具体的工事については、それらに関する請負契約書類を許可申請窓口に提示して証明していただきます。
第１１号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表	①「建設業法施行令第３条に規定する使用人」の範囲については様式第６号誓約書の欄を参照してください。 ②該当する者のない場合は、記入する必要はありません。
第１２号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	【個人の場合】・・・申請者本人（法定代理人を含む。）について作成してください。 【法人の場合】・・・法人の役員等全員について作成する必要があるので、特に注意してください。 ※「顧問」「相談役」「５/１００以上の株主」については署名及び押印は不要です。
第１３号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	様式第１１号に記載した者について作成してください。これに該当する者ですでに様式第１２号の調書に記載された者については、作成する必要はありません。
－	登記されていないことの証明書	成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明 調書、略歴を記載した者のうち、法人の場合は、「役員」「令３条の使用人」、個人の場合は、「事業主」「支配人」について添付してください。 ・調書記載者のうち、「顧問」「相談役」「５/１００以上の株主」等については、添付は不要です。県内の取扱窓口は金沢地方法務局（金沢市新神田４－３－１０、ＴＥＬ：０７６－２９２－７８１０）のみです。

様式番号	申請書類等	記入上の注意等
		その他、東京法務局へ郵送で申請することもできます。なお、発行日は３ヵ月以内のものとします。申請についてはＰ４８～４９をご覧ください。 ・成年被後見人又は被保佐人に該当する者である場合は、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する」旨を記載した医師の診断書を提出してください。なお、発行日は３ヵ月以内のものとします。
－	身分証明書 （外国籍の方は不要）	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しないことの証明 調書、略歴を記載した者のうち、法人の場合は、「役員」「令３条の使用人」、個人の場合は、「事業主」「支配人」について添付してください。 ・調書記載者のうち、「顧問」「相談役」「５/１００以上の株主」等については、添付は不要です。本籍地の市区町村へ申請してください。なお、発行日は３ヵ月以内のものとします。
第１４号 第１５号 第１６号 第１７号 第１７号の２ 第１７号の３ 第１８号 第１９号	株主(出資者)調書 貸借対照表 損益計算書 完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細表 貸借対照表 損益計算書	①法人または個人が、それぞれの様式に記載してください。 ②勘定科目が建設業法施行規則による独自のものとなっているため、科目分類については十分に理解のうえ作成してください。 ③金額の表示は千円単位とし千円未満の端数を切り捨ててください。なお、勘定科目の各部の合計額は、端数切捨ての内訳科目の金額を合算するのではなく、最初に円単位で作成しておき、各科目と各部合計額の千円未満を切捨てて表示してください（したがって各部の合計額はその内訳科目の金額の合計額と合わない場合があります)。 ④損益計算書の完成工事高・・・様式第３号直前３年の各事業年度における工事施工金額の最近年度の完成工事施工金額と一致します。 （注）なお、建設業以外に兼業売上がある場合は、兼業売上にかかる次の内訳を必ず記載してください（個人の場合、別途欄を設けること)。 兼業事業売上高 兼業事業売上原価 兼業事業総利益（兼業事業総損失） ⑤附属明細表・・・資本金の額が１億円を超える株式会社又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が２００億円以上の株式会社についてのみ、作成してください。 （注）金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２４条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。 ⑥完成工事原価報告書・・・損益計算書中の完成工事原価のみの内訳を記載してください。
	定款	事業目的には、建設業を営む旨が含まれていることが必要です。
	登記事項証明書 (商業登記簿謄本)	申請者が法人の場合に必要です。個人の場合は支配人等の登記がある場合にのみ必要です(商号、所在地、資本金等を過去に変更した場合は、履歴事項全部証明書等が必要となります)。発行日は、３ヵ月以内のものとします。
第２０号	営業の沿革	創業後の沿革は建設業初許可（初登録）状況、商号、資本金額の変更な

様式番号	申請書類等	記入上の注意等
		どできるだけ詳しく記載してください。現在の許可の内容については、必ず記載してください。
第２０号の２	所属建設業者団体	建設業協会等の建設業者で構成している団体に加入しているものについて記載してください。
第２０号の３	主要取引金融機関名	その他の金融機関には農協等を記載してください。
－	納税証明書 （原則、許可申請日３ヵ月以内）	①直前１年の県の事業税の納税証明書 ②新規に事業を開始しようとする者は、県税事務所（金沢県税事務所、小松県税事務所管内以外は各地区の総合事務所）に対する法人の設立届又は個人事業の開廃業届出書の写（受付印の押印されたもの）を添付してください。 （注１）法人の設立届を電子申請された方については、届出書の写しと受付通知の写しを提出してください。 （注２）個人事業の開業届出書に個人番号が記載されている場合は、黒塗りにして提出してください。
その他	業態(営業)証明書	これは様式第７号常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書、様式第７号の２常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書及び様式第９号実務経験証明書に関連して必要な場合に添付してください。 （注１）証明者は金沢市を除き、原則として市町長とします。ただし、市町長において証明できない期間がある場合には、当該期間分について、証明期間につき許可（登録）営業実績を有する他の建設業者 または町会長の証明として差し支えありません。 （注２）金沢市にあっては、証明期間につき許可（登録）営業実績を有する他の建設業者 または 町会長の証明とします。 （注３）証明者の押印がない場合、証明の事実確認を行う場合があるので、証明に係る事務担当者の氏名、連絡先(メールアドレス、電話番号)を記載してください。
	念書 始末書	これらの書類は特に必要とされる場合に、添付してください。あて名は知事とし、様式は自由です。
	預金残高証明書等	申請時に、自己資本の額（Ｐ１６参照）が、５００万円に満たない場合等に添付してください。預金残高証明書の預金残高日、融資証明書の発行日は、原則として許可申請日前１ヵ月以内のものである必要がありますので、許可の申請は余裕を持って行ってください。 ※個人が新規許可申請を行う場合は、財産的基礎又は金銭的信用（Ｐ１６参照）を確認するため、原則として預金残高証明書等を添付してください。ただし、所得税の青色申告により貸借対照表を作成していることが確認できる場合は、預金残高証明書等を省略することができます。

5　行政書士による代理申請の取扱について

建設業許可に係る申請等における代理申請の取扱いは次のとおりとしますので留意してください。

なお、 行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています（他の法律で定めのある場合を除く）。

（１）委任状の提出

①委任状は、各申請・届出毎に作成し、委任状の日付は各申請・届出の日から３ヵ月以内のものとしてください。

②委任の範囲は具体的に記載してください。

③委任状には、行政書士の登録番号（行政書士票の番号）を記載してください。

④委任状は窓口での提示ではなく提出してください。

※委任状について、委任者の押印がない委任状も受け付けます。あわせて、初めて行政書士による代理申請を行う場合の必要書類であった、申請者（委任を行う者）の印鑑証明書の提出は不要とします(Ｒ３．１より)。

（２）申請者の記載

申請者、届出者の欄は、誓約書や証明書の類を除き、行政書士の記名で可とします。その際、上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者名）を必ず記載してください。

申請書の申請事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載してください。

各様式における代理人の記名の可否は次のとおりです。

【代理人の記名で可】

・建設業許可申請書（様式第１号）の申請者の欄

・専任技術者証明書（新規・変更）（様式第８号）の申請者・届出者の欄
　（専任技術者の交代に伴う削除の場合のみ）

・変更届出書（様式第２２号の２）の届出者の欄

・届出書（様式第２２号の３）の届出者の欄

・廃業届（様式第２２号の４）の届出者の欄

※ただし、行政書士が書類を作成した場合、職印の押印は必要となりますので、ご注意ください。

【行政書士法施行規則第９条（書類等の作成）】

第９条　行政書士は、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成してはならない。 ２ 行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない。

【代理人の記名は不可】

・誓約書（様式第６号）の申請者の欄

・常勤役員等証明書（様式第７号）の証明者及び申請者の欄

・常勤役員等略歴書（別紙）の氏名の欄

・常勤役員等及び補佐する者証明書（様式第７号の２）の証明者及び申請者の欄

・健康保険等の加入状況（様式第７号の３）の申請者・届出者の欄

・専任技術者証明書（新規・変更）（様式第８号）の申請者・届出者の欄
（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く）

・実務経験証明書（様式第９号）の証明者の欄

・指導監督的実務経験証明書（様式第１０号）の証明者の欄

・常勤役員等及び補佐する者経歴書（別紙）の氏名の欄

・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第１２号）の氏名の欄

・令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第１３号）の氏名の欄

６　申請書の提出部数、手数料、提出場所

申請者は、別表５により許可申請書を作成し、所定の手数料を添えて提出してください。

なお、令和３年度より郵送による提出を可とします。送付方法等の詳細については、「第８　建設業関係事務の郵送受付開始について」で確認してください。

別表５

	石川県知事許可	大臣許可（参考）
提出部数	正本：１通 副本：１通 写　：１通	正本：１通
手数料の額	（ア）すでに許可のある場合（更新、追加） 石川県証紙：５万円 （提出時に持参してください。） （イ）新規に許可を受ける場合 石川県証紙：９万円 （提出時に持参してください。） 石川県証紙は各土木総合事務所のほか北國銀行等で販売しています。 上記以外の申請に係る手数料の額については次ページをご覧ください。	（ア）すでに許可のある場合（更新、追加） 印紙：５万円 （イ）新規に許可を受ける場合 登録免許税：１５万円 （注１）北陸地方整備局長に大臣許可申請を行う場合は「新潟県新潟市中央区西大畑町 5191 番地関東信越国税局新潟税務署」あてに納入してください。 （注２）一般と特定を同時に申請する場合、更新及び追加については１０万円、新規については３０万円となります。
提出場所	管轄土木事務所 南加賀土木総合事務所 小松市白江町リ６１－１ ＴＥＬ：０７６１－２１－３３３３ 石川土木総合事務所 白山市八幡町イ２０ ＴＥＬ：０７６－２７２－１１８８ 県央土木総合事務所 金沢市直江南２－１ ＴＥＬ：０７６－２３９－３９０１ 中能登土木総合事務所 七尾市本府中町ソ２７－９ ＴＥＬ：０７６７－５２－５１００ 奥能登土木総合事務所 輪島市河井町２２部１－１ ＴＥＬ：０７６８－２２－０５６７	北陸地方整備局建政部計画・建設産業課 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１ ＴＥＬ：０２５－３７０－６５７１

許可申請手数料の例（石川県知事許可）

申請の区　分	申請の内容	手数料の額
1	新　　規（一般又は特定のみ申請） （一般と特定を同時に申請）	９万円 １８万円
2	許可換え新規（一般又は特定のみ申請） （一般と特定を同時に申請）	９万円 １８万円
3	般・特新規	９万円
4	業 種 追 加（一般又は特定のみ申請） （一般と特定を同時に申請）	５万円 １０万円
5	更　　新（一般又は特定のみ申請） （一般と特定を同時に申請）	５万円 １０万円
6	般・特新規　＋　業種追加 （９万円）　（５万円）	１４万円
7	般・特新規　＋　更新 （９万円）　（５万円）	１４万円
8	業種追加　＋　更新 （５万円）　（５万円） 業種追加　＋　更新（一般）　＋　更新（特定） （５万円）　（５万円）　（５万円） 業種追加（一般）＋業種追加（特定）＋更新（一般）＋更新（特定） （５万円）　（５万円）　（５万円）　（５万円）	１０万円 １５万円 ２０万円
9	般・特新規　＋　業種追加　＋　更新 （９万円）　（５万円）　（５万円）	１９万円

※石川県知事許可の申請にあたり納入した手数料は還付できません。

※許可証明手数料は、１通あたり３８０円であり、知事許可業者は所管土木総合事務所で発行します。許可証明の様式は下記アドレスのものを参考としてください。（証明必要枚数＋１枚を提出）
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/kyokasyoumei.html

※石川県証紙を貼付する用紙は、各土木総合事務所及び県庁監理課窓口にて配布するもの、又は監理課HP（下記アドレス）に掲載の様式を使用してください。
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinseiyousiki/documents/tesuuryouhyou-2.pdf

7　主な記載例（新規許可）

様式第一号（第二条関係）

（用紙Ａ４）
00001

建　設　業　許　可　申　請　書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

申請者　　印

行政庁側記入欄

項番		大臣知事コード	許可年月日
許可番号	01		国土交通大臣 知事 許可（般 特 － ）第　　号　令和　年　月　日
申請の区分	02		1.新規　2.許可換え新規　3.般・特新規　4.業種追加　5.更新　6.般・特新規＋業種追加　7.般・特新規＋更新　8.業種追加＋更新　9.般・特新規＋業種追加＋更新
申請年月日	03		令和　年　月　日

許可の有効期間の調整　（1．する　2．しない）

許可を受けようとする建設業	04	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
申請時において既に許可を受けている建設業	05	（1．一般　2．特定）
商号又は名称のフリガナ	06	イシカワドボク
商号又は名称	07	（株）石川土木
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	イシカワ　イチロウ
代表者又は個人の氏名	09	石川　一郎　　支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	17201　都道府県名 石川県　市区町村名 金沢市
主たる営業所の所在地	11	鞍月1－1
番号	12	920－8580　電話番号 076－225－1712

石川県市町コードより入力

ファックス番号 076-225-1714

法人又は個人の別	13	1（1.法人　2.個人）	資本金額又は出資総額 2000（千円）　法人番号 1234567890123
兼業の有無	14	2（1．有　2．無）	建設業以外に行っている営業の種類
許可換えの区分	15	（1．大臣許可→知事許可　2．知事許可→大臣許可　3．知事許可→他の知事許可）	
旧許可番号	16	大臣知事コード　国土交通大臣 知事 許可（般 特 － ）第　　号　旧許可年月日 令和　年　月　日	

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等　営業部営業課　　氏名　石川　太郎　　電話番号　(076)-225-1712

ファックス番号　(076)-225-1714

石川県市町コード

17201	金沢市	17206	加賀市	17212	野々市市	17386	宝達志水町
17202	七尾市	17207	羽咋市	17324	川北町	17407	中能登町
17203	小松市	17209	かほく市	17361	津幡町	17461	穴水町
17204	輪島市	17210	白山市	17365	内灘町	17463	能登町
17205	珠洲市	17211	能美市	17384	志賀町		

別紙一　　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

令和　　年　　月　　日

役員等の氏名及び役名等			
氏（フリ）	名（ガナ）	役　名　等	常勤・非常勤の別
石川（イシカワ）	一郎（イチロウ）	代表取締役	常勤
石川（イシカワ）	二郎（ジロウ）	代表取締役	常勤
石川（イシカワ）	花子（ハナコ）	取締役	非常勤

登記事項証明書に記載されている氏名・役名を記載する。

別紙二（１）　　（用紙Ａ４）

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区　　分　項番 [8][1][1]

許　可　番　号　大臣知事コード　項番 [8][2]　国土交通大臣知事 許可（般特－　）第　　号　許可年月日　令和　年　月　日

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ　ホンテン　本店

営業しようとする建設業　[8][3]　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（１．一般　２．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　[8][4]　フリガナ　ナナオエイギョウショ　七尾営業所

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　[8][5]　1 7 2 0 2　都道府県名　石川県　市区町村名　七尾市

従たる営業所の所在地　[8][6]　本府中町ソ27－9

郵便番号　[8][7]　926－8586　電話番号　0767－52－5100

営業しようとする建設業　[8][8]　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（１．一般　２．特定）

変更前

主たる営業所と登記簿上の本店所在地が異なる場合は右下欄外に登記上の所在地を記載する。

登記上の所在地　〒920-○○○○　金沢市広坂○○

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　　（用紙Ａ４）

工事名は出来るだけ具体的に解りやすく。業種区分が判断できるように記載する。ただし、個人が特定されないよう留意すること。

完成工事高を工事進行基準により計上する場合、請負代金の額は、上段に契約額、下段に今回の計上額を括弧書きで記載すること。

請負高が税込3,500万円（建築一式は7,000万円）以上の公共性の高い工事は元請・下請を問わず専任の技術者となります。

工　事　経　歴　書

経審受審予定あり＊

（建設工事の種類）　　電気　　工事（　税込　・　税抜　）

整合性の確認

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に○印を記） 主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月	完成又は完成予定年月
完成工事								千円	千円		
石川県	元請		○○病院　電気設備工事	石川県かほく市	石川　一郎		レ	60,000 （50,000）千円	千円		
社会福祉法人○○	元請		○○老人ホーム　電気設備工事	石川県金沢市	石川　一郎		レ	50,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
金沢市	元請		○○小学校　電気設備工事	石川県金沢市	石川　次郎	レ		30,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
津幡町	元請		○○小学校　電気設備工事	石川県津幡町				30,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
○○（株）	下請		○○工場改修工事（電気）	石川県金沢市				45,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
（株）○○	下請		○○工場改修工事（電気）	石川県金沢市				35,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
（株）□□	下請		○○ビル改修工事（電気）	石川県金沢市	金沢　二郎	レ		10,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
（株）□□	元請		○○小学校　電気設備工事	石川県金沢市	金沢　二郎	レ		8,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
（株）△△	下請		○○病院　電気設備工事	石川県金沢市	金沢　二郎	レ		5,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
B	下請		B邸改修工事（電気）	石川県金沢市	石川　三郎	レ		3,000千円	千円	令和○○年××月	令和○○年××月
								千円	千円		
								千円	千円		

＊許可後、経営事項審査の受審を予定している場合は、記載例のように、右上に「経審受審予定あり」と記載する。予定がない場合は「経審受審予定なし」と記載。

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が税込4,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業許可が必要となるとともに、現場に配置する技術者は監理技術者を配置しなければなりません。

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載する。

「小計」・「合計」のうち元請工事に係る請負代金の額の合計を記載する。

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載する。

				うち元請工事	
小　計	10件	286,000千円	千円	178,000千円	千円

				うち元請工事	
合　計	25件	428,000千円	千円	268,000千円	千円

記載要領

1　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

①元請工事（発注者から直接請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10 件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が 1,000 億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

②それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負つた建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10 件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が 1,000 億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

6　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

7　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行つた工事について「ＪＶ」と記載すること。

8　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第 26 条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。

9　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	ＰＣ
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び 10 により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び 10 により「Ｐ　Ｃ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

経営規模等評価の申請を行う者の場合

工事経歴書（第２号様式）の記載フロー

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の７割を超えるところまで記載
②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の７割を超えるところまで記載
　ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない
※①②を記載したうえで、すべての完成工事のうち完成工事高の大きい工事上位３件の記載がされていない場合は、それらの工事も記載すること。

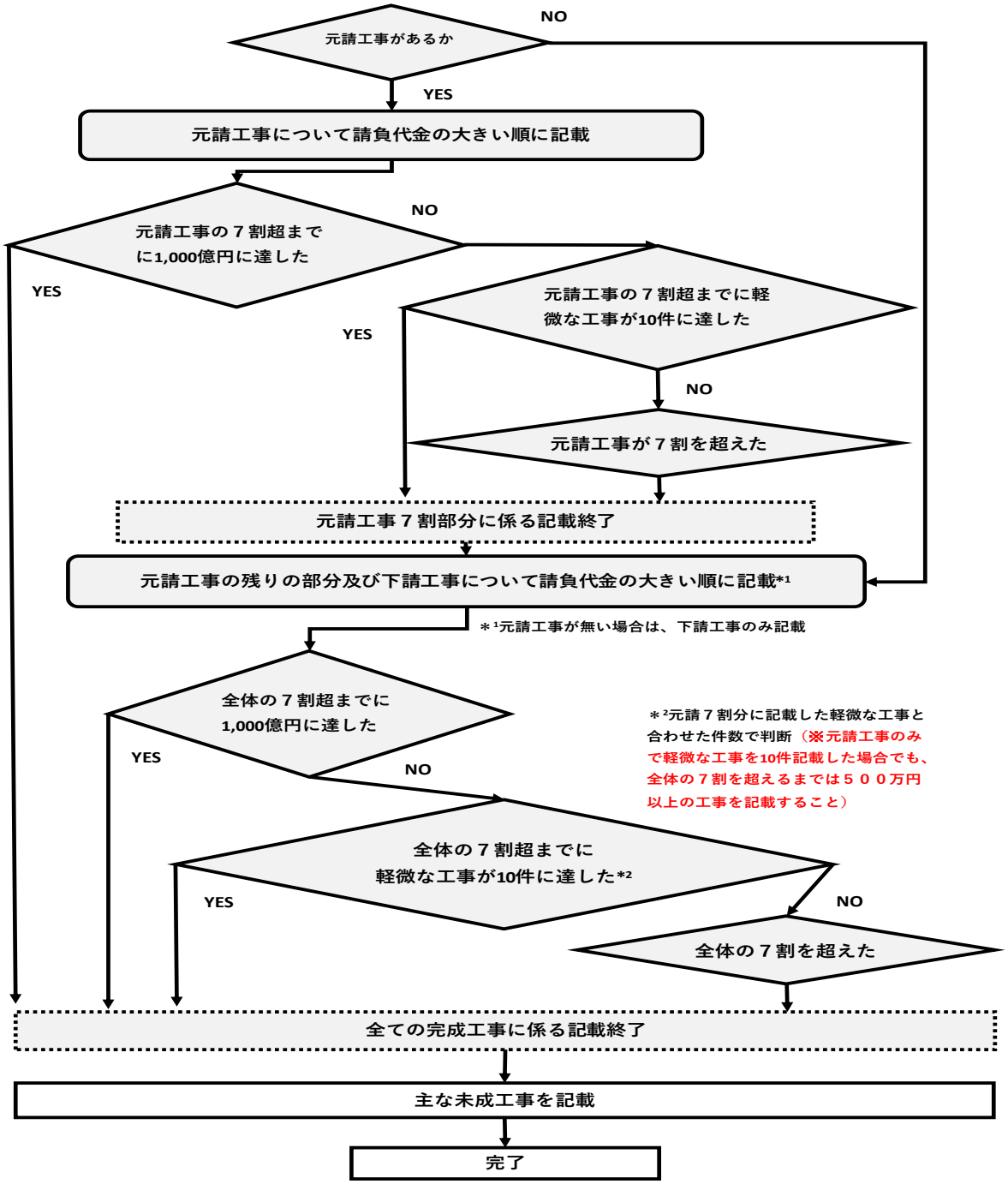

経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の合計額のおおむね５割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、10件を超えて記載することを要しない。

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	2

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（１）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　取締役

経験年数　昭和50　年　5　月から　令和2　年　4　月まで　満　44　年　11　月

証明者と被証明者との関係　役員

備考　業態証明書添付

役員、事業主等の在任期間を記載する。
現任の場合、終期は証明日と一致する。

令和　　年　　月　　日

金沢市鞍月１－１
（株）石川土木
証明者　取締役社長　石川　一郎

（２）　下記の者は、許可申請者｛の常勤の役員 / 本人 / の支配人｝で第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

令和　　年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

金沢市鞍月１－１
申請者　（株）石川土木
届出者　取締役社長　石川　一郎

申請又は届出の区分　□　項番 1 7 1　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

変更の年月日　令和　　年　　月　　日

許可番号　□　1 8 □□（大臣コード / 知事コード）　~~国土交通大臣~~ 知事 許可（般 / 特 － □□）第 □□□□□□ 号　許可年月日 令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　□　1 9　イ シ

氏名　□　2 0　石 川 □ 二 郎 □ □ □ □ □

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕
生年月日　S 2 2 年 0 1 月 0 1 日

住所

◎【変更前】

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　□　2 1　□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

生年月日　□ □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）　　（用紙Ａ４）

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

(1)　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（２）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和　　年　　月　　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
石川県　知事　殿

法人にあってはその役員を、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）

申請者　金沢市鞍月１－１
~~届出者~~　（株）石川土木
取締役社長　石川　一郎

許可年月日

許　可　番　号　~~国土交通大臣~~ 石川県　知事　許可（般－３）第１２３４５６号　令和　４年　４月　１日

（営業所毎の保険加入の有無）

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無 健康保険	厚生年金保険	雇用保険	事業所整理記号等	
本社	１８人（２人）	1	1	1	健康保険	○○○　○○○
					厚生年金保険	○○○　○○○
					雇用保険	○○○○○○○○
七尾支店	９人（０人）			3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	人（　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人（　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人（　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人（　人）					

営業所一覧表に記載した順に記入

加入は１、適用除外は２、本店一括の場合は３を記入

上記人数のうち役員又は個人事業主（同居親族である従業員を含む。）の人数をカッコ内に記入

・健康保険・厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号を記入
　※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金保険に共に入っているときは、「健康保険」、「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになります。
　※健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には組合名を記入
・雇用保険：雇用保険の労働保険番号（１４桁）を記入
　※「労災保険の労働保険番号」や「事業所番号」と間違えないようにご注意ください。

様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	3

専任技術者証明書（新規・変更）

（１）　下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号｝に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

（２）　下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和　　年　　月　　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
知事　殿

申請者　金沢市鞍月１－１
届出者　（株）石川土木
取締役社長　石川　一郎

区　　分　項番 61　大臣知事コード 1（１．新規許可等　２．専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更　３．専任技術者の追加　４．専任技術者の交替に伴う削除　５．専任技術者が置かれる営業所のみの変更）

許可番号　62　国土交通大臣知事許可（般－　特－　）第　　号　許可年月日　令和　年　月　日

記

項番 63	フリガナ（フリガナ）イシカワ　ジロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	イシ　石川　二郎	生年月日 S 22年 01月 01日
今後担当する建設工事の種類	64　9 7 9 7 9（土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解）	
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分	65　13　30　37	
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所	金沢市泉本町６－３４	営業所の名称（新所属）本店

「今後担当する建設工事の種類」、「有資格区分」には、専任技術者として担当する業種、担当する業種に関する資格コードを記入する（別表３参照）。

項番 63	フリガナ（フリガナ）イシカワ　サブロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	イシ　石川　三郎	生年月日 S 23年 11月 01日
今後担当する建設工事の種類	64　7　4（土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解）	
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分	65　02　38	
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所	羽咋市石野町へ３１	営業所の名称（新所属）羽咋営業所

項番 63	フリガナ（フリガナ）	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名		生年月日　年　月　日
今後担当する建設工事の種類	64（土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解）	
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分	65	
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所		営業所の名称（新所属）

様式第九号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、　管　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

初許可　石川県知事許可（般－○○）第○○○○号昭和６３年１１月１０日（管）

現在許可　石川県知事許可（般－○○）第○○○○号昭和２８年１１月１０日（管）

ここに、初許可と現在許可の内容を記載してください。
建設業の許可を受けていない業種での実務経験の場合は、業態（営業）証明書を添付してください。その場合、「業態（営業）証明書添付」と記載してください。

金沢市鞍月１－１
（株）石川管工
証　明　者　取締役社長　石川　太郎

被証明者との関係　社員

記

技術者の氏名	石川　三郎	生年月日	昭和23年1月1日	使用された期間	平成５年４月から 平成２７年４月まで
使用者の商号又は名称	（株）石川管工				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
（記載例）	１年に１件以上、対象業種がわかる工事の名称、施工期間を具体的に記載して下さい。			平成９年４月から平成９年６月まで	
工事主任	○○店冷暖房設備工事			平成１０年７月から平成１０年１０月まで	
工事主任	○○邸新築工事の給排水設備工事			平成１１年９月から平成１１年１２月まで	
工事主任	○○工場配管工事			平成１２年２月から平成１２年７月まで	
工事主任	○○アパート給排水設備工事			平成１３年９月から平成１３年１１月まで	
工事主任	△△店冷暖房設備工事			平成１４年９月から平成１４年１２月まで	
工事主任	△△邸新築工事の給			平成１５年４月から平成１５年６月まで	
工事主任	△△工場配管工事			平成１６年７月から平成１６年１０月まで	
工事主任	△△アパート給排水設備工事			平成１７年９月から平成１７年１２月まで	
工事主任	□□店冷暖房設備工事			平成１８年５月から平成１８年６月まで	
工事主任	□□邸新築工事の給排水設備工事			平成１９年５月から平成１９年６月まで	
工事主任	□□工場配管工事			平成２０年９月から平成２０年１１月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満１１年７月	

実際に雇用された期間を記載してください。

≪注意事項≫
実務経験年数については実年数を確認しており、切り上げはできません。期間が不足することがないよう、必要年数よりも長い期間記載して下さい。

≪期間の考え方≫
記載した工事の最初と最後の期間で数えます。
今回の例：平成９年４月から平成２０年１１月までの満１１年７月

証明者が許可を受けようとする者以外の第三者の場合、県において証明の事実確認を行う場合があるため、証明書の余白欄に証明に係る事務担当者の氏名、連絡先を記載して下さい。

総務部　石川　次郎
メールアドレス　：△△△@●●●.jp
電　話　番　号：XXX-XXX-XXXX

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

2　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

第５　許可通知書の交付と許可後の手続き

１　許可通知書について

申請書の受理後、許可要件の有無等について審査が行われ、法に基づく許可要件に適合すると認められるときは、申請者に対して許可通知書が交付されます。副本は少なくとも５年間保管しておいてください。

許可通知書

（用紙Ａ４）

第　　号
令和　年　月　日

殿

北陸地方整備局長
石　川　県　知　事　　印

一般
特定　建設業の許可について（通知）

令和　年　月　日付けで申請のあった　一般／特定　建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

記

許　可　番　号	国土交通大臣／石川県知事　許可（　－　）第　　号
許可の有効期間	令和　年　月　日＊1から令和　年　月　日まで
建設業の種類	○○工事業　△△工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和　年　月　日＊2
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

＊１　許可年月日はこの日付です。

＊２　許可の有効期間は、許可年月日から５年間です。更新申請の書類の提出期限にご注意ください。なお、業種の追加と許可の更新を同時に申請する場合は、許可期限の２ヵ月前までに申請書を提出して下さい。

2　変更等の届出

許可を受けたあと、「別表6－1」に掲げる届出事項に該当するに至った場合には、同表及び「別表6－2」に掲げる区分に従って必要な書類を添付した変更届出書を提出しなければなりません（法第11条、第17条、規則第7条の2、第8条）。

特に、決算報告については、毎年必ず決算終了後4ヶ月以内に提出してください。

（注）期日の到来している決算報告の届出がされていない場合は、更新申請、般特新規申請、業種追加申請はできません。

別表6－1　　届 出 事 項 と そ の 提 出 期 限

建設業許可後の届出に必要な書類（申請書・添付書類）

注：表中の変更届出事由は一般的なものの例示であり、上記以外にも届出が必要な場合があります。別途ご確認ください。

届出書及び添付書類の様式は、下記URLからダウンロードできます（石川県HP）
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/henkoutodoke/henkoutodoke.html

届出時には別途確認資料も必要となります。
届出部数は、正本・副本・写各1通です。

（凡例）　専技：専任技術者　令３：令３条使用人
●：必須提出
○：該当する場合に提出
▲：既に提出している場合は、省略可
※：変更がない場合は省略可
◆：営業所の移転に伴い、専技、令３に変更があった場合は、必須提出
■：登記されている場合のみ、必須提出

〈注１〉同時に専技及び令３の追加についての届出も必要
〈注２〉複数業種を担当していた専技が、一部の業種のみ担当しなくなる場合、様式第８号（専任技術者証明書）の届出も必要
〈注３〉役員等が令３を兼ねている場合は、省略可
〈注４〉実務経験及び指導監督的実務経験での届出の場合のみ、必須提出
〈注５〉専技を削除する場合は、様式第２２号の３（届出書）の提出も必要
〈注６〉常勤役員等、専技を削除する場合は、様式第２２号の３（届出書）の提出も必要
〈注７〉変更届出書（決算報告の表紙、県独自様式）を添付すること

届出時期	事実の発生から2週間以内											事実の発生から30日以内												決算日後4ヶ月以内
届出事項	常勤役員等　交替	専任技術者					令3条使用人					代表者の変更	商号・名称の変更	営業所の変更						資本金の変更	役員等の変更		建設業の廃業		事業年度終了後の決算の変更届〈注7〉
		削除（交替有の場合）	追加のみ〈注1〉	削除（交替無の場合）	担当業種変更	所属営業所変更	削除（交替有の場合）	追加のみ〈注1〉	削除（交替無の場合）	所属営業所変更	氏名の変更			新設〈注1〉	所在地の変更	名称の変更	許可業種の追加〈注1〉	許可業種の削除〈注2・5〉	営業所の廃止〈注5〉		追加	削除	一部〈注6〉	全部	
別紙一　役員等の一覧表　※1												●									●	●			
第2号　工事経歴書　※2																									●
第3号　直前3年の各事業年度における工事施工金額																									●
第4号　使用人数																									※
第6号　誓約書　※1	○						●	●		●		●		●	◆						●				
―　成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	○						●	●		●		▲			◆						○				
―　成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）	○						●	●		●		▲			◆						○				
第7号　常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書※3	○																								
別紙　常勤役員等の略歴書	●																								
第7号の2　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書※3	○																								
別紙二　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○																								
第7号の3　健康保険等の加入状況　※7																									○
第8号　専任技術者証明書（新規・変更）※3		●	●		●	●									◆		●								

既存の役員が就任した場合には、誓約書、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要

「顧問」「相談役」「株主等」は、登記されていないことの証明書、身分証明書は不要

従業員数の変更のみの場合は不要

―	技術検定合格証明書等の資格証明書			▲		▲										◆										
―	卒業証明書　※4 〈注4〉			▲		▲										◆										
第9号	実務経験証明書　※4 〈注4〉			▲		▲										◆										
第10号	指導監督的実務経験証明書　※4 〈注4〉			▲		▲										◆										
―	監理技術者資格者証　※4			▲		▲										◆										
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表										●															※
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書　※1												●									●				
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 〈注3〉							●	●		●					◆										
―	定款																									※
第14号	株主(出資者)調書																				※					
第15号	貸借対照表(法人用)　※5																									法人
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書(法人用)																									●
第17号	株主資本等変動計算書(法人用)																									
第17号の2	注記表(法人用)																									
―	事業報告書(任意様式)																									●
第17号の3	附属明細表　※5、6																									●
第18号	貸借対照表(個人用)　※5																									個人
第19号	損益計算書(個人用)																									●
―	登記事項証明書												●	●	■	■	■				●	■	■			
―	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)																									●
第22号の2	変更届出書(第一面)　※3	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
第22号の2	変更届出書(第二面)														●	●	●	●	●	●						
第22号の3	届出書				●																			○		
第22号の4	廃業届																							●	●	

備考(届出に際しての注意点)

※1　「役員等」の範囲は、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。
併せて、取締役と同等の支配力を有する者として、総株主の議決権の１００分の５以上を有する株主等も記載が必要です。
なお、「常勤役員等」となっている役員は、様式第７号別紙（常勤役員等略歴書）又は様式第７号の２別紙（常勤役員等を補佐する者の経歴書）をもって、様式第１２号（許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書）に代えることができるため、作成を要しません。

※2　「注文者」及び「工事名」欄には、その内容により個人が特定されるような情報（氏名）は記載できませんのでご注意ください。
主に、建築一式工事、屋根工事、内装仕上工事、建具工事など個人住宅に関する工事に記載されている事例が多いのでご注意ください。
（記載例）　●●　▲▲様宅新築工事　→　A様宅新築工事
●●　◆◆様宅屋根修繕工事　→　B様宅屋根修繕工事

※3　常勤役員等、専任技術者の新規配置又は交替等に伴う変更についても、様式第２２号の２【変更届出書（第一面）】の提出が必要です。なお、婚姻等により氏名を変更したときは戸籍抄本または住民票の提示が必要です。
（記載方法）
１．届出事項欄に「常勤役員等（専任技術者）の氏名」と記載して下さい
２．変更前、変更後欄に「常勤役員等（専任技術者）の氏名」を記載して下さい。新規の場合は、変更後欄のみ記載して下さい
３．変更年月日欄に「常勤役員等（専任技術者）を新規配置した日、もしくは交替等に伴い変更した日」を記載して下さい
４．備考欄に「当該常勤役員等（専任技術者）が勤務する（していた）本店もしくは従たる営業所名」を記載して下さい

※4　許可申請者の利便性向上のため、許可に必要な営業所専任技術者の要件を満たすことを確認する書類として「監理技術者資格者証」を添付する場合は、別記様式第９号（実務経験証明書）及び様式第１０号（指導監督的実務経験証明書)を省略することができます。

※5　許可申請者の簡素化を図るため、平成２６年３月の財務諸表等規則の改正に伴い、財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）を総資産（又は負債及び純資産の合計）の１００分の１から１００分の５に改正されました。

※6　附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２４条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
①資本金の額が１億円超であるもの
②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が２００億円以上であるもの

※7　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無について、変更があった場合に届出が必要です。

別表６－２

建設業許可後の届出に必要な書類（提出が必要な確認資料）

各申請区分に応じて、必要となる資料が異なりますので以下をご参照ください。

本表では、確認資料のうち提出する必要があるものについて記載しています。 以下では一般的な「確認資料」を例示していますが、これらだけでは事実確認が十分でないと思われる場合には、必要に応じ、別の資料の提出をお願いする場合があります。 ◎：必須提出 ○：該当する場合			申請等の区分				
			常勤役員等　交代	専任技術者証明書（新規・変更）	変更届出書（営業所所在地の変更）	変更届出書（営業所新設）	変更届出書（営業所の業種の追加）
届出に提出が必要となる書類（確認資料）	従たる営業所について	営業所の写真（下記記載のもの全て） ・営業所の看板を含め建物の全景を撮影したもの ・執務室内を撮影したもの ・周辺状況を含め標識（法第４０条）の設置場所が確認できるように撮影したもの 　記載内容が判読できるように撮影してください。 　写真は１か月以内に撮影したカラーのもので、撮影日も記載してください。 （注）般・特新規、業種追加及び変更届において、従前の営業所に変更がない場合は提出不要			○注	◎	
	常勤役員等について	健康保険被保険者証注１注２【写】 　但し、社会保険適用除外事業所にあっては次のア以下の順で用意できる書類の写 　ア　建設国保保険者証及び納入告知書注３ 　イ　雇用保険被保険者証 　ウ　確定申告書の控又は源泉徴収簿 　エ　賃金台帳（３ヶ月程度） 　オ　その他、出勤簿等 （注１）個人情報保護の観点から、保険者番号及び被保険者記号・番号については黒塗りのうえ添付すること。 （注２）法人設立後間もなく、申請時に提出できない場合は、申請時に上記ア～オのいずれかを提出したうえ、後日、健康保険被保険者証の写を提出すること。 （注３）健康保険被保険者証に事業者名が記載されている場合は、保険者証の写のみでよい。 また、確認対象者が出向社員の場合は、出向協定書の写等その事実を確認できる書類も併せて添付してください。	◎				
	営業所の専任技術者について			◎		◎	◎

変更届出書（様式第２２号の２（第８条、第９条関係））記載例

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の新設、令３条使用人と専技が同一の場合を想定				
営業所の新設	－	Ａ営業所	Ｒ２．８．４	
建設業法施行令第３条に規定使用人	－	●●　◆◆	Ｒ２．８．４	Ａ営業所
専任技術者	－	●●　◆◆	Ｒ２．８．４	Ａ営業所
営業所の廃止、令３条使用人と専技が同一の場合を想定				
営業所の廃止	Ｂ営業所	－	Ｒ２．７．３	
建設業法施行令第３条に規定使用人	●●　▲▲	－	Ｒ２．７．３	Ｂ営業所
専任技術者	●●　▲▲	－	Ｒ２．７．３	Ｂ営業所
常勤役員等が退任し、新たにこれまで取締役ではなかった者が常勤役員等に就任				
役員等の氏名	●●　■■	■■　●●	Ｒ２．７．１	
常勤役員等が退任し、これまで取締役だった者が新たに常勤役員等に就任、また別に新たに役員でなかった者が取締役に就任				
役員等の氏名	●●　■■	－	Ｒ２．７．１	取締役・常勤役員等離任
役員等の氏名（常勤役員等の変更）	●●　××	××　●●	Ｒ２．７．１	常勤役員等就任
役員等の氏名	－	○○　▲▲	Ｒ２．７．１	取締役就任
常勤役員等が常勤役員等のみ離任し、これまで取締役であった者が常勤役員等に就任				
役員等の氏名（常勤役員等の変更）	●●　▲▲	●●　▲▲	Ｒ２．７．１	常勤役員等就任
役員等の氏名（常勤役員等の変更）	●●　■■	●●　■■	Ｒ２．７．１	常勤役員等離任
Ｃ営業所の業種を追加し、専技の担当業種、有資格区分の変更				
営業所の業種の追加	土木工事業 －	土木工事業 造園工事業	Ｒ２．８．４	Ｃ営業所
専任技術者	●●　■■(土)	●●　■■ (土)(園)	Ｒ２．８．４	Ｃ営業所
Ｄ営業所の業種を廃業し、Ｄ営業所の専技がＥ営業所の専技になった場合を想定				
営業所の業種の廃止	建築工事業 造園工事業	建築工事業 －	Ｒ２．７．３	Ｄ営業所
専任技術者	●●　××(園) ●●　■■(園)	－ ●●　××(園)	Ｒ２．７．３	Ｄ営業所 Ｅ営業所

３　廃業等の届出

変更等の届出のうち、次表の左欄に掲げる事項のいずれかに該当するに至った場合には、同表の右欄に掲げる者は、３０日以内に廃業届（様式第二十二号の四）をもって、その旨を届け出なければなりません（法第１２条、第１７条）。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
１　許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	その相続人
２　法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
３　法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
４　法人が合併または破産以外の事由により解散したとき	その清算人
５　許可を受けた建設業を廃止したとき	法人であるときはその役員、個人であるときはその者

記載例

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 9

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和　　年　　月　　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
石川県知事　殿

届出者　金沢市鞍月１－１
（株）石川土木
代表取締役社長　石川　一郎

「土」、「石」、「電」、「舗」、「水」、「解」の許可を受けているが、「電」と「水」のみ廃業する場合

届出の区分　項番 5 4 2　（１．全部の業種の廃業　２．一部の業種の廃業）

許可番号　大臣知事コード 5 5 1 7　国土交通大臣知事許可（般特－ 3）第 2 3 4 5 6 7 号　許可年月日 令和 3 年 4 月 1 日

記

廃止した建設業　5 6　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　1　1　（１．一般　２．特定）

届出時に許可を受けている建設業　5 7　1　1　1　1

行政庁側記入欄
整理区分　5 8

決裁年月日　5 9　令和　年　月　日

【備考】

廃業等の年月日	令和　5　年　12　月　1　日
廃業等の理由	（１）　許可に係る建設業者が死亡したため
	（２）　法人が合併により消滅したため
	（３）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
	（４）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
	（５）　許可を受けた建設業を廃止したため

※一部廃業の場合は、専任技術者の変更届（様式第８号）又は届出書（様式第２２号の３）を同時に提出してください。

※石川県の競争入札参加資格のある場合には、その変更・取り下げの届出も必要になります。

４　標識の設置

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次に示す標識を掲げなければなりません（法第４０条）。

様式第二十八号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm以上

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事　許可（　）第　号	
		国土交通大臣 知事　許可（　）第　号	
この店舗で営業している建設業			

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣
知事」　については、不要なものを消すこと。

様式第二十九号（第二十五条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm以上

建設業の許可票		
商号又は名称		
代表者の氏名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業		
許可番号		国土交通大臣 知事　許可（　）第　号
許可年月日		

35cm以上

記載要領

1　「主任技術者の氏名」の欄は、法第２６条第２項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2　「専任の有無」の欄は、法第２６条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。

3　「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第７条第２号ハ又は法第１５条第２号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。

4　「資格者証交付番号」の欄は、法第２６条第４項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5　「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

6　「国土交通大臣
知事」　については、不要なものを消すこと。

「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっての留意事項

「登記さていないことの証明書」とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。
この証明書は、平成１２年４月１日以降に登記されていないことを証明するものであり、同年３年３１日までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けているかどうかを証明するものは、従来どおり本籍地の市区町村が発行する、身分証明書、戸籍謄本又は抄本になります。

１　証明書の交付申請手続

・窓口申請の場合
表面の申請書に所要事項を記入。
- 申請書に収入印紙[注1]（１通＝３００円）を貼付。
- 申請書を直接窓口に提出[注2]

・郵送申請の場合
表面の申請書に所要事項を記入。
- 申請書に収入印紙[注1]（１通＝３００円）を貼付。
- 返信用封筒（宛名を明記・切手を貼付したもの）を同封し、以下の宛先へ送付[注3]。

〒１０２－８２２６
東京都千代田区九段南１－１－１５　九段第２合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
（交通：地下鉄九段下駅　６番出口　徒歩５分）
ＴＥＬ：０３－５２１３－１２３４（代表）
　　０３－５２１３－１３６０（ダイヤルイン）

証明書申請の際、請求される方（代理申請の場合は代理人）の本人確認に関する書類（運転免許証・健康保険証・パスポート等、住所、氏名及び生年月日が分かる書類）を提示していただきますようお願いいたします。
また、郵送申請の場合は、申請書類とともに、上記本人確認書類のコピーを同封していただきますようお願いいたします。

２　申請書の記入上の注意事項

（１）「請求される方」欄
必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。代理人が申請する場合は、「請求される方」の押印は不要です。

（２）「代理人」欄
代理人が申請する場合、委任を受けた方の住所・氏名を記入。代理人は必ず押印し（認印でも可）、連絡先（電話番号）も記入。

（３）「返送先」欄
証明書の送付先を上記（１）又は（２）以外とする場合に記入。ただし、送付先は申請された方の勤務先又は居所に限ります。

（４）「添付書類」欄
・証明を受ける方本人が申請する場合、添付書類は不要。
・証明を受ける方の配偶者又は四親等内の親族が申請する場合、証明を受ける方との関係を証する発行から３カ月以内の戸籍謄本又は抄本が必要。
・代理人が申請する場合、証明を受ける方本人、その配偶者又は四親等内の親族からの委任状の添付が必要。また、本人の配偶者又は四親等内の親族から委任された場合は、委任状に加え、証明をうける方本人と委任者との関係を証する発行から３カ月以内の戸籍謄本又は抄本も必要。なお、代理人（受任者）が法人の場合、上記添付書類に加え、発行から３カ月以内の代表者の資格を証する書面として法人の登記事項証明書又は代表者の資格証明書も必要。

（５）「証明事項」欄
証明事項のチェックは、証明者の提出先の官公庁等に確認してください。なお、≪宅地建物取引業、産業廃棄物処理業、警備業、貸金業、古物営業、風俗営業≫については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。」の事項にチェックしてください。

（６）「証明を受ける方」欄
この申請書は自動読取装置で機械処理しますので、該当事項のチェック及び所要事項の記入は明瞭に願います。特に「証明を受ける方」欄は、この部分がそのまま証明書に複写されますので、字画をはっきりと、住所又は本籍を正確に記入してください。なお、外国人の場合は、①氏名欄は本国名を、④本籍欄は□国籍欄にチェックし、国籍のみを記入してください。

（注１）１通に３００円分の収入印紙を、申請書の所定の箇所に貼り付けてください。印紙は、各中央郵便局、各家庭裁判所の最寄りの郵便局、法務局・地方法務局及びその支局・出張所で印紙売場が設置されているところで入手できます。
（注２）窓口の受付時間は８：３０から１７：１５です。
（注３）郵送申請の場合は、１週間程度要します。なお申請が集中する時期は更に相当日数を要する場合がありますので、できるだけ余裕をもって申請してください。

ご不明な点は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

証明の必要な本人が申請する場合

記入見本

「登記されていないことの証明申請書」

（後見登記等ファイル用）

03　請求できるのは，本人，本人の配偶者または四親等内の親族です。
なお，代理の方が請求する場合は，該当する方からの委任状が必要です。

●請求される方（代理請求の場合は代理人）の本人確認書類が必要です。（裏面注４参照）

＿＿＿＿＿＿法務局
年　月　日申請

請求される方（請求権者）	住所	金沢市新神田４－３－１０	収入印紙を貼るところ
	（フリガナ）	コウケン　タロウ	後見
	氏名	後見　太郎　※本人確認のため，御本人に連絡する場合があります。連絡先（電話番号 090-1234-5678 ）㊞	収入印紙
	証明を受ける方との関係	☑本人 □配偶者 □四親等内の親族 □その他（　）	必ず貼ってください。
代理人（上記の方から頼まれた方）	住所		
	（フリガナ）		
	氏名	連絡先（電話番号　）㊞	1通につき300円
返送先（上記以外に証明書の返信先を指定される場合に記入）	住所		
	宛先	※返信用封筒にも同一事項を必ず記入　※本人確認のため，御本人に連絡	
添付書類 下記㊟参照	□委任状（代理人が請求するときに必要。また，会社等法人の代表者が社員等の分を請求する時に社員等か		
	□戸籍謄抄本等親族関係を証する書面（本人の配偶者・四親等内の親族が請		
	□法人の代表者の資格を証する書面（法人が代理人として請求するときに必要		
証明事項（いずれかの□にチェックしてください）	☑成年被後見人，被保佐人とする記録がない。（後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方）		
	□成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない。（後見・保佐・補助を受けていないことの証明が必要な方）		
	□成年被後見人，被保佐人，被補助人，任意後見契約の本人とする記録がない。（後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことの証明が必要な方）		
	□その他（　）とする記録がない。（上記以外の証明を必要とする場合）		
請求通数	1 通	※請求通数は右詰めで記入してください。	証明を受ける方の氏名のフリガナ：コウケン　タロウ

裁判所に提出する場合は上から３番目にチェックしてください。

◎証明を受ける方　この部分を複写して証明書を作成するため，字画をはっきりと，住所または本籍は番号，地番まで正確に記入してください。

①氏名	後見　太郎	
②生年月日	明治 □ 大正 □ 昭和 ☑ 平成 □ 令和 □ または 西暦 □	12 年 3 月 4 日
③住所	都道府県名：石川県	市区郡町村名：金沢市
	丁目大字地番：新神田四丁目３番１０号	
④本籍 □国籍	都道府県名：	

住民票上の住所を正確に記入してください。

本籍記入の要否については、提出先にご確認ください。
※後見・補佐・補助開始の審判の申立てなどで裁判所に提出する場合は、本籍も記入してください。

提出先から特に指定がない場合は，住所または本籍（外国人の場合は④に☑し，正しい国籍名）のいずれかを記入してください。

㊟ 請求される方（代理請求の場合は代理人）の本人確認書類は必ず提示または添付してください（裏面注４参照）。

記入方法：1．証明を受ける方の氏名のフリガナ欄は，例えば，ヤ マ ダ　タ ロ ウ と左詰め（氏と名の間１字空き）でカタカナで記入してください。
2．外国人は氏名欄に本国名（漢字を使用しない外国人はカタカナ）を記入してください。
3．生年月日欄は，例えば，昭和に☑し 4 0 年 1 月 1 日と右詰めで記入。
4．郵送請求の場合は，返信用封筒（あて名を書いて，切手を貼ったもの）を同封し下記のあて先に送付してください。

申請書送付先：〒102-8226　東京都千代田区九段南1-1-15　九段第２合同庁舎　東京法務局民事行政部後見登録課

○本申請書は拡大縮小せずに使用してください。

(登記所が記載します)	交付通数	交付枚数	手数料	受付	年　月　日
				交付	年　月　日

本人確認書類	
□請求権者　□代理人	
□運転免許証 □健康保険証 □マイナンバーカード □パスポート □（　）	
□封筒	

第６　許可を受けた地位の承継について

１　概要

事業譲渡等（譲渡及び譲受け（※）・合併・分割）の場合、事前に関係者全員の連署により申請を行い、認可を受けることで、事業譲渡等の日に承継元の有している建設業の許可を承継先が承継できます。また、相続の場合、相続人が被相続人（許可を受けている個人）の営んでいた建設業を引き続き営むときは、死亡後３０日以内に申請を行い、認可を受けることで被相続人の有していた許可を相続人が承継できます。

※個人が親族等の後継者に事業譲渡する場合（いわゆる代替わり）、個人が設立した法人で引き続き事業を営む場合（いわゆる法人成り）を含みます。ただし、譲渡契約書がない等、必要書類が揃わない場合には申請できません。

２　注意事項

（１）承継する許可

この手続きでは、承継元が有している建設業の許可を全て承継することになります（承継する業種を選択することはできません）。

以下のケースでは、認可申請前に廃業手続が必要となるためご注意ください。

(a) 承継先が許可要件を満たせない場合や承継を希望しない業種がある場合
　→あらかじめ承継元において当該業種を廃業する必要があります。

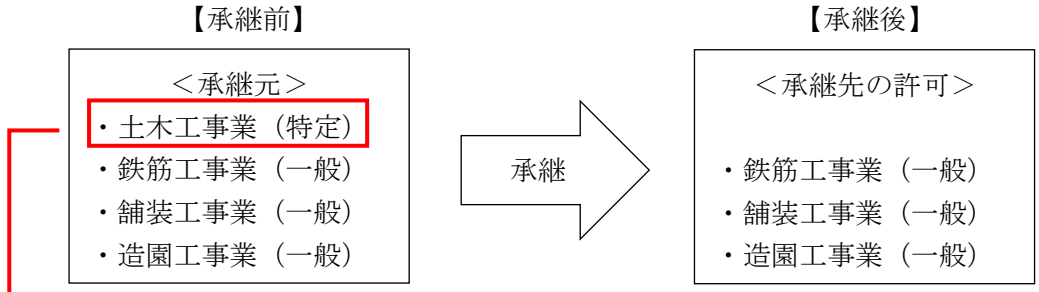

土木工事業（特定）の承継を希望しない場合や承継先が許可要件を満たせない場合は、認可申請前に土木工事業（特定）の廃業届（様式第２２号の４）の提出が必要。

（ｂ）承継元及び承継先が同一業種の許可を受けており、一般建設業と特定建設業の許可区分が異なる場合
→承継元又は承継先において、当該業種の許可を廃業する必要があります。

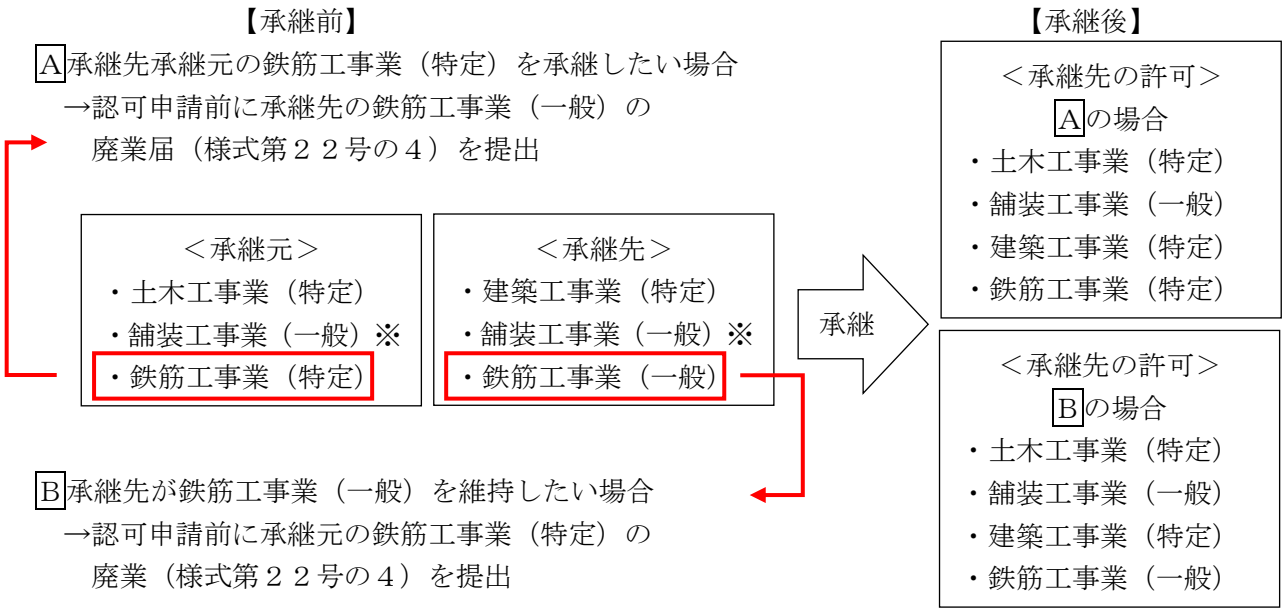

※舗装工事業（一般）のように、承継元及び承継先が同一業種の許可を有していても、一般・特定の許可区分が同じである場合は、事前の廃業手続は不要です。

（２）許可の有効期間
承継前に承継元及び承継先が受けていた許可の有効期間の残存期間にかかわらず、事業譲渡等の日に承継する許可及び承継先が受けていた許可の両方が全て更新されます。

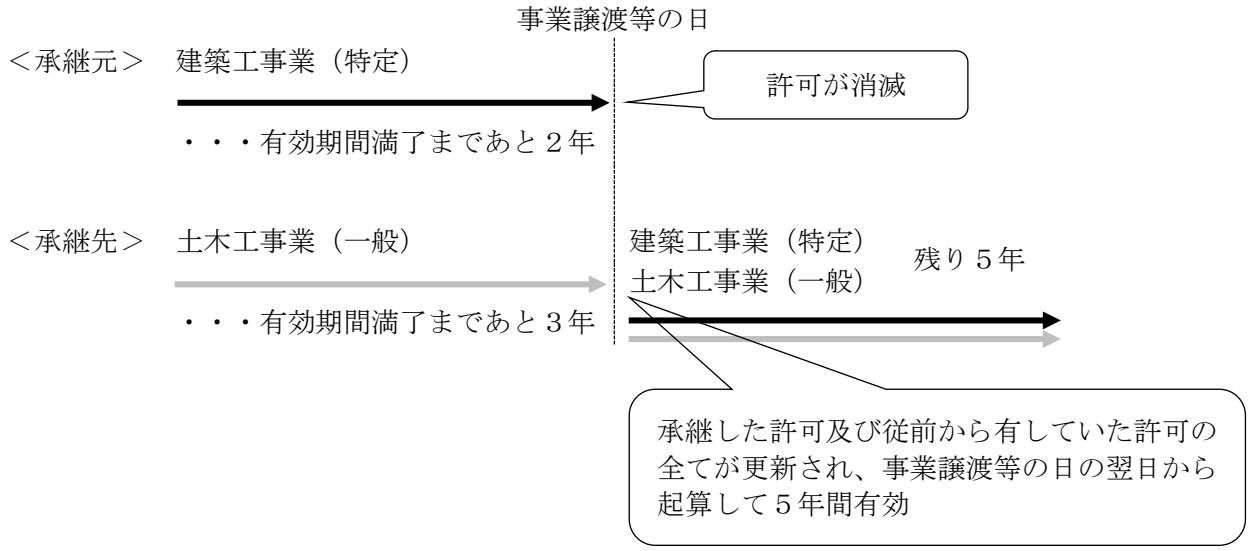

（３）承継先の許可番号

原則、承継元の許可番号となります。

ただし、承継先が従前から石川県知事許可を受けている場合は、承継後、承継元又は承継先いずれの許可番号を使用するかを選択できます。引き続き使用する許可番号を認可申請書に記載してください。

（４）承継の対象

この承継手続では、承継先は承継元の「建設業者としての地位を承継する」ことになります。

具体的には、法第３条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継先は承継元と同じ地位に立つことをいいます。

このため、承継先は、承継元の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することになります。

一方、法第４５条から第５５条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った承継元そのものに対して刑罰を科すものですので、当該刑罰については、承継されません。

３　認可申請の手続き

（１）申請先

承継元が石川県知事許可業者であって、かつ、承継先が①②のいずれかの場合は、石川県が申請窓口となります。

①石川県知事許可を受けている場合

②どこからも建設業の許可を受けていない場合（承継先が合併、分割により新設される法人である場合を含む。）

①②以外は、国土交通省地方整備局又は他の都道府県許可部局が認可しますので、各申請窓口にお問い合わせください。

詳細は、以下を御確認ください。

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="3">承継元</td></tr>
<tr><td rowspan="2">大臣
許可</td><td colspan="2">知事許可</td></tr>
<tr><td>石川県</td><td>石川県以外</td></tr>
<tr><td rowspan="4">承継先</td><td colspan="2">大臣許可</td><td>大臣</td><td>大臣</td><td>大臣</td></tr>
<tr><td rowspan="2">知事許可</td><td>石川県</td><td>大臣</td><td>石川県</td><td>大臣</td></tr>
<tr><td>石川県以外</td><td>大臣</td><td>大臣</td><td>大臣（※）</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可なし</td><td>大臣</td><td>石川県</td><td>当該都道府県</td></tr>
</table>

※承継元及び承継先の全てが同一の都道府県知事許可である場合は、当該都道府県知事

石川県が申請先となる場合、承継先の主たる営業所所在地を管轄する石川県の各土木事務所に申請してください。

例）石川土木事務所管内業者の許可を、主たる営業所所在地が県央土木事務所管内の者に承継させる場合、県央土木事務所に認可申請書類を提出。

（２）手数料

手数料は不要です。

（３）提出期限

石川県が申請窓口となる場合、事業譲渡等（譲渡及び譲受け・合併・分割）の認可申請については、事業承継等の日の３ヶ月前から３０日前までに申請してください。

また、相続の認可申請については、被相続人の死亡後３０日以内に申請をしてください。

なお、この提出期限を経過した場合、認可申請は受け付けられません。この場合、承継元又は被相続人に係る廃業日を記入した廃業届（様式第２２号の４）を提出の上、承継先又は相続人が新規・業種追加等により許可を受ける必要があります（許可の空白期間が生じますので御注意ください)。

４　必要部数

石川県知事許可を申請する場合の申請書の部数は、３部【正本（１部） ＋ 副本（１部）＋ 写（１部)】です。

５　必要書類一覧

必要な書類は次頁のとおりです。申請書等の法定書類以外にも、申請内容を確認するための書類が必要です。申請区分と法人・個人の別に沿って必要書類を揃えてください。なお、必要に応じて次頁の表に記載のある資料以外の書類の提示・提出を求めることがあります。

【譲渡及び譲受け・合併・分割】認可申請書と添付書類等一覧表

「○」:提出必要(該当のない場合も添付)
「×」:提出不要
「□」:既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格区分に変更がない場合は省略可能なもの

承継先が建設業者(＝建設業の許可を受けている者)である場合に、
「▲」は決算報告書等の提出すべき変更届が提出済みであれば省略可能なもの
「△」は既に提出している書類から変更がなければ省略可能なもの
「▼」は場合によっては必要なもの
「▽」は既に許可を有している業種については作成不要なもの

「※」:承継先の法人が、合併の場合は合併により、分割の場合は新設分割により新たに設立される法人であるときは作成不要なもの
このうち、承継後、一定期間内に提出が必要な様式(別紙参照)がありますので、ご注意ください。

様式番号	書類の名称		申請の区分				備考又は確認資料
			譲渡及び譲受け 承継先が 法人	譲渡及び譲受け 承継先が 個人	合併	分割	
―	表紙		○	○	○	○	
譲渡:第22号の5 合併:第22号の7 分割:第22号の8	認可申請書		○	○	○	○	
別紙1	役員等の一覧表		○	×	○	○	
別紙2	営業所一覧表		○	○	○	○	
別紙3	専任技術者一覧表		○	○	○	○	
第2号	工事経歴書		▽	▽	▽※	▽※	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額		○	○	○	○	
第4号	使用人数		○	○	○	○	
第6号	誓約書		○	○	○	○	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	A	△(A, Bのいずれか)				経営経験の確認書類 (P20～21参照) 常勤性の確認書類(P22参照)※1
別紙	常勤役員等の略歴書						
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	B					
別紙一	常勤役員等の略歴書						
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書						
第7号の3	健康保険等の加入状況		○	○	○	○	承継の日から2週間以内に提出
第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)		○	○	○	○	常勤性の確認書類(P22参照)※1
―	卒業証明書又は卒業証書の写		□	□	□	□	
第9号	実務経験証明書		□	□	□	□	
―	資格者証の写(監理技術者資格者証)		□	□	□	□	
第10号	指導監督的実務経験証明書		□	□	□	□	契約書等
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		○	○	○	○	
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日に関する調書		○	○	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		○	○	○	○	
―	登記されていないことの証明書		○	○	○	○	別途綴り提出
―	身分証明書		○	○	○	○	
―	定款		△	×	△	△	原本証明が必要
第14号	株主(出資者)調書		△	×	△	△	
第15号	貸借対照表		▲	×	▲※	▲※	申請時直前の決算期の財務諸表により、許可要件(財産的基礎又は金銭的信用)を確認します。
第16号	損益計算書　完成工事原価報告書		▲	×	▲※	▲※	
第17号	株主資本等変動計算書		▲	×	▲※	▲※	
第17号の2	注記表		▲	×	▲※	▲※	
第17号の3	附属明細表		▲	×	▲※	▲※	
第18号	貸借対照表		×	▲	×	×	
第19号	損益計算書		×	▲	×	×	
―	登記事項証明書(商業登記簿謄本)		△	×	△※	△※	
第20号	営業の沿革		○	○	○※	○※	
第20号の2	所属建設業者団体		△	△	△※	△※	
―	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)		▲	▲	▲※	▲※	別途綴り提出
第20号の3	主要取引金融機関名		△	△	△	△	
第22号の6	誓約書		○	○	○	○	
―	業態(営業)証明書		▼	▼	▼	▼	
―	預金残高証明書・融資証明書		▼	▼	▼	▼	

※1　承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の理由により、認可申請時に提示できない場合は、承継後提出が必要な書類を提出する際に、提出してください。

【その他提出書類】

様式番号	書類の名称	申請の区分				備考又は確認資料
		譲渡及び譲受け承継先が		合併	分割	
		法人	個人			
	譲渡及び譲渡受けに関する契約書(写)	○	○	×	×	・株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く)が必要。 ・法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書が必要。
	合併契約書(写)及び合併比率説明書	×	×	○	×	株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く)が必要。
	分割契約書(新設分割の場合においては、新設分割計画書)(写)及び分割比率説明書	×	×	×	○	株主総会の承認を受けたもの(不要な場合を除く)が必要。
	合併又は分割の方法及び条件が記載された書類	×	×	○	○	・合併の場合、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)が記載されたもの。 ・分割の場合、吸収分割または新設分割の別及び分割の条件が記載されたもの。
	次のうち、いずれかの書類 ①株主総会又は社員総会の決議録(写) ②無限責任社員又は総社員の同意書(写) ③意志の決定を証する書類(写)	○	×	○	○	・譲渡の場合、譲渡人又は譲受人が法人の場合に必要 ・①②については、被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出が必要。 ・簡易組織再編行為に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する③の書類を提出すること。

６　認可後に提出・提示が必要な書類

認可後、許可を承継した承継人は、以下の書類を提出する必要があります。

期間内に提出を行わなかった場合、許可基準を満たさないこととなり、許可の取消し事由に該当しますのでご注意ください。

<table>
<tr><th>提出が必要な者</th><th>提出期限</th><th>様式番号</th><th>書類の名称</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>・譲渡により許可を承継した者
・合併により許可を承継した法人（合併により新設された法人を除く）。
・分割により許可を承継した法人（新設分割により設立された法人を除く）。</td><td rowspan="2">承継の日から２週間以内</td><td>第７号の３</td><td>健康保険等の加入状況</td><td>加入状況の確認書類が必要。
詳細はＰ〇を参照ください。
(※)保険の加入手続きに時間を要する等により、確認書類の期限内提出が困難な場合にはご相談ください。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">・合併により新設され、許可を承継した法人
・新設分割により設立され、許可を承継した法人</td><td colspan="2">登記事項証明書</td><td>発行後３ヵ月以内のもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">承継の日から３０日以内</td><td>第２０号</td><td>営業の沿革</td><td></td></tr>
<tr><td>第２０号の２</td><td>所属建設業団体</td><td>該当無しの場合も提出が必要</td></tr>
</table>

提出が必要な者	提出期限	内容	提出書類
承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日までは承継元に在籍している等の理由により、認可申請時に提示できない者	承継の日から２週間以内	常勤性の確認 ・常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者(様式第７号又は第７号の２で証明した者) ・営業所の専任技術者	確認書類が必要。 詳細はＰ〇を参照ください。

また、認可申請時点において、事業承継直後の時点における財務諸表の提出が困難な場合には、事業承継後に提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行います。

【相続】認可申請書と添付書類等一覧表

「○」:提出必要(該当のない場合も添付)
承継先が建設業者(＝建設業の許可を受けている者)である場合に、
「●」は決算報告書等の提出すべき変更届が提出済みであれば省略可能なもの
「△」は既に提出している書類から変更がなければ省略可能なもの
「▼」は場合によっては必要なもの

「□」は被相続人が生前に有していた許可において申請人が専任技術者となっており、資格要件に変更がない場合は省略可能なもの

※場合により、認可後、一定期間内に提出が必要な様式がありますので、ご注意ください。

様式番号	書　類　の　名　称		提出の可否	備考又は確認資料
―	表　紙		○	
第22号の10	相続認可申請書		○	
別紙1	営業所一覧表		○	
別紙2	専任技術者一覧表		○	
第2号	工事経歴書		●	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額		●	
第4号	使用人数		○	
第6号	誓約書		○	
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	A	△(A，Bのいずれか)	経営経験の確認書類(P20～21参照) 常動性の確認書類(P22参照) ※1
別紙	常勤役員等の略歴書	A		
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	B		
別紙一	常勤役員等の略歴書	B		
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	B		
第7号の3	健康保険等の加入状況		○	承継の日から2週間以内に提出
第8号(1)	専任技術者証明書(新規・変更)		○	常勤性の確認書類(P22参照)※1
―	卒業証明書又は卒業証書の写		□	
第9号	実務経験証明書		□	
―	資格者証の写(監理技術者資格者証)		□	
第10号	指導監督的実務経験証明書		□	契約書等
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		○	
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日に関する調書		○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		○	
―	登記されていないことの証明書		○	別途綴り必要
―	身分証明書		○	別途綴り必要
第18号	貸借対照表		●	
第19号	損益計算書		●	
―	登記事項証明書		▼	
第20号	営業の沿革		○	
第20号の2	所属建設業者団体		△	
―	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)		●	相続人が許可を有していない場合、事業開始届の控えを添付。
第20号の3	主要取引金融機関名		△	
第22号の11	誓約書		○	
―	業態(営業)証明書		▼	
―	預金残高証明書・融資証明書		▼	

※1認可されるまで他社に在籍している等の理由により、認可申請時に提示できない場合、認可後に提示が必要です。

【その他提出書類】

様式番号	書　類　の　名　称	提出の可否	備考又は確認資料
	申請人と被相続人との続柄を証する書類	○	戸籍謄本等
	当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書	○	同意の旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所・氏名を記載、押印し提出すること。

第７　建設業許可の取扱い変更について

◇専任技術者資格要件の見直しについて（令和５年７月施行）

令和５年７月に施工された建設業法施行規則の改正により、下記のとおり建設業許可の専任技術者要件が緩和されました。

表に掲げる技術検定合格者を指定学科卒業者と同等（１級１次合格者を大学指定学科卒業者と同等、２級１次合格者を高校指定学科卒業者と同等）とみなし、第一次検定合格後に一定期間（指定学科卒と同等）の実務経験を有する者は一般建設業[注2]の専任技術者要件（法第７条第２号ハ）を満たすこととなります。なお、指定建設業[注1]と電気通信工事業以外の建設業に適用されます。

また、特定建設業許可[注3]の専任技術者要件も同様の扱いとなります。

【改正前】

学歴等		実務経験
法第7条第2号イ	大学、短大等（指定学科）	卒業後3年
	高等学校（指定学科）	卒業後5年
法第7条第2号ロ	上記以外	10年

【改正後】

学歴等			実務経験
法第7条第2号イ	学歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後3年
		高等学校（指定学科）	卒業後5年
法第7条第2号ハ	技師補技士	1級1次検定合格（対応種目）	合格後3年[注1]
		2級1次検定合格（対応種目）	合格後5年[注1]
法第7条第2号ロ	上記以外		10年

【技術検定種目と同等とみなす指定学科】

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理 造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

（注１）法第１５条第２号ただし書の政令で定める建設業
土木工事業　建築工事業　電気工事業　管工事業
鋼構造物工事業　舗装工事業　造園工事業
（注２）Ｐ１０～１２別表３「有資格コード一覧（一般建設業）」の「７※」、「７○」参照
（注３）Ｐ１３～１５別表３「有資格コード一覧（特定建設業）」の「８※」、「８○」参照

例１）機械器具設置工事業（業種から見た場合）

【改正前】建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業者以外は１０年の実務経験が必要

【改正後】指定学科の卒業者以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）の合格により、合格後３年（１級）又は５年（２級）に短縮可能

例２）造園施工管理技士（資格から見た場合）

【改正前】造園施工管理技士では専任技術者として従事できるのは造園工事業のみ

【改正後】造園施工管理技士でも、合格後３年（１級）又は５年（２級）の実務経験で対応する建設業の専任技術者として従事可能

◇建設業許可に係る取扱い変更について（令和３年４月施行）

１　郵送受付の開始

建設業許可関係事務について、郵送受付を開始します。手続きの詳細については、「第８　建設業関係事務の郵送受付開始について」をご参照ください。

２　原本確認の廃止

専任技術者の要件確認書類（卒業証書、資格者証、合格証など）について、原本提示を不要とします。

３　業態証明書の取扱い

【～Ｒ３．３】

金沢市にあっては、証明者は町会長を原則とする。町会長の証明が得られない場合は、証明期間につき許可（登録）営業実績を有する他の建設業者の証明とします。

【Ｒ３．４～】

金沢市にあっては、証明期間につき許可（登録）営業実績を有する他の建設業者または町会長の証明とします。

◇押印を求める手続きの見直しについて（令和３年１月施行）

１　概要

国において、建設業許可の申請書類で求めている押印を不要とする法令の改正が行われ、Ｒ３．１．１付けで施行されました。

２　変更点

・すべての法定様式（申請・届出）について、押印がなくても受け付けます。従前の様式で「印」の記載があるものは、押印せず提出しても差し支えありません（押印がされていても、書類の差替えを求めることはありません）。
ただし、行政書士が書類を作成した場合の職印の押印は必要です（行政書士法施行規則第９条第２項及び第１１条）。

・委任状について、委任者の押印がない委任状も受け付けます。あわせて、初めて行政書士による代理申請を行う場合の必要書類であった、申請者（委任を行う者）の印鑑証明書の提出は不要とします。

・証明者の押印がなくても受け付けます。
ただし、実務経験証明書、業態証明書については、許可を受けようとする者以外の第三者の証明である場合、県において証明の事実確認を行う場合があるため、証明書の余白欄に証明に係る事務担当者の氏名、連絡先の記載をお願いします。
※業態証明書については、証明に係る事務担当者の氏名や連絡先欄のある様式に変更しました。

・建設業許可以外の次の手続についても、上記と同様に取扱います。
- 建設業法に基づく経営事項審査申請
- 建設リサイクル法に基づく解体工事業登録・届出
- 浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録・届出（特例届出を含む）
- 住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日における届出

◇建設業許可基準の見直し概要(令和２年１０月施行)

１　従来の「経営業務管理責任者」の要件が変わりました。

★「常勤役員等」のうち一人が(A)か(B)いずれかに該当する者であることが必要です。

★「常勤役員等」及び「補佐者」については、常勤であることが必要です。

★従来の「経営業務管理責任者」を引き続き置く場合は「イ（１)」が該当となります。

（A）規則第７条第１号イ（１）（２）（３）のいずれかに該当すること（様式７号及び別紙）

イ（１）役員等として５年以上の建設業の経営業務を管理した経験を有する者

イ（２）権限の委任を受け、準ずる地位として５年以上の建設業の経営業務を管理した経験を有する者

イ（３）準ずる地位として、６年以上の建設業の経営業務を補助する業務経験を有する者

（B）規則第７条第１号ロ（１）（２）のいずれかであり、直属の「補佐者」をおくこと（様式７号の２、第２面、第３面、第４面及び別紙、別紙二）

ロ（１）建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有し、かつ、５年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理、労務管理または運営業務の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

ロ（２）５年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、２年以上役員等としての経験を有する者

補佐者　申請会社において、建設業の財務管理、労務管理、業務管理の業務経験をそれぞれ５年以上有し、常勤役員等を直接補佐する者（同一人でも３名別々でも可）

２　「適切な社会保険に加入していること」が許可要件となりました。

★令和２年１０月１日以降の申請（更新含む）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。

※既に有効な許可については、１０月１日以降も引き続き有効です。

★様式第７号の３（「健康保険等の加入状況」）の記載方法が変わりました。健康保険等の加入状況に応じて、下表の番号を記載してください。

保険の加入状況	（参考）従前
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合・・・・・・・・・・・１	１（変更なし）
適用が除外される場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２	３
一括適用の承認に係る事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３	１

※未加入（従前の記載では「２」については、社会保険加入の許可要件化に伴い、該当する番号がなくなりましたので、ご注意ください。

第８　建設業許可関係事務の郵送受付開始について

令和３年度より、建設業許可関係事務について、郵送受付を開始します。送付方法等については、次のとおりです。

１　対象期間　　令和３年４月より

２　提出方法

・管轄の土木事務所へ郵送してください。また、送付にあたっては、封筒表面に、事業所名、許可番号、「建設業許可に関する申請書類、変更届、決算報告」が同封されている旨を記載してください（例：「建設業許可更新申請書在中」「建設業許可に関する変更届出書在中」など）。

※審査手数料（石川県証紙）を含む申請書類を郵送する場合は、書留（簡易書留を含む）またはレターパック（赤）により送付してください。

※個人情報を含む書類を郵送する場合は、書留（簡易書留を含む）またはレターパックによることをお勧めします。

・郵便事故等により書類が県に到達しない場合は、申請者・届出者の責任とさせていただきます。

・副本がお手元に届く前に県から書類の内容について、確認の連絡をすることがありますので、郵送する正本・副本のほかに手元に一部控えをお持ちください。

３　留意点【共通】

・書類を郵送いただく際には、あらかじめ「建設業許可申請のしおり」をお読みいただき、書類への記載漏れや記載誤り、提出書類の不足がないようにしてください。
建設業許可申請のしおり：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kyokashinsei/shinsei.html

・郵送にあたっては、申請・届出の区分に応じた送付票を書類の一番上に添付してください。送付票は県監理課ホームページからダウンロードできます。また、送付票には確認・補正等に対応していただける方の連絡先をご記入ください。

・書類の受付日は発送日ではなく、県への到達日となりますので、発送は余裕を持って行ってください。

・有効期限のある資料（財産要件確認のための残高証明書、登記事項証明書、身分証明書等）については、期限内に県に到達するように送付してください。

・補正不能な不備があり、受付できないと判断された場合は、いったん書類をお返しすることになりますので、ご承知おきください。

・郵送による返送を希望される場合は、返信用封筒（切手が貼付されたもの）またはレターパックを同封してください。

※返信先の宛名を記載してください。返送に必要な費用（切手等）は提出者の負担となります（切手等の貼付がないなど、費用をご負担いただけない場合は、窓口での返却となります。必要な費用を十分に確認して切手等を貼付ください）。

【申請】

・申請書類の受付日は発送日ではなく、県の到達日となるため、郵便事情によるものであっても、有効期限を超えて到達した場合、許可は失効します。郵送によると有効期間内に申請書類が到達しないおそれがある場合は、窓口へお越しください。

・更新を伴う業種追加等の申請は、更新申請の許可期間満了２ヶ月前までに申請をお願いしておりますのでご留意ください。

・事業承継（譲渡・譲受け、合併、分割）の認可申請については、承継日の３ヶ月前から３０日前ま

でに申請をお願いしていますのでご留意ください（相続については、被相続人死亡後３０日以内となっています）。
・必要な変更届や決算報告が提出されていない場合、受付はできません。
・申請書類が受理された場合、受領の通知として、受付印が押印された表紙を送付票記載のＦＡＸ番号あてに送付します。郵送いただく際は、送付票のＦＡＸ番号欄に記入漏れがないようご留意ください。

【届出】
・法定期限内に県に到達するように送付してください。

４　その他
建設リサイクル法や浄化槽法に基づく登録・届出についても、建設業許可関係事務と同様に、郵送での受付を可とします。

送付（問い合わせ）先

窓口	所在地	電話番号	所管区域
南加賀土木総合事務所 庶務課事業係	〒923-0811 小松市白江町リ６１－１	0761-21-3333	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川土木総合事務所 庶務課事業係	〒920-2113 白山市八幡町イ２０	076-272-1188	白山市、野々市市
県央土木総合事務所 庶務課事業係	〒920-8214 金沢市直江南２－１	076-239-3901	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
中能登土木総合事務所 庶務課事業係	〒926-8586 七尾市本府中町ソ２７－９	0767-52-5100	七尾市、羽咋市、中能登町、宝達志水町、志賀町
奥能登土木総合事務所 庶務課事業係	〒928-0001 輪島市河井町２２部１－１	0768-22-0567	輪島市、珠洲市、能登町、穴水町

問い合わせ先
　石川県　土木部　監理課　建設業振興グループ　ＴＥＬ：０７６－２２５－１７１２

建設業許可申請書（新規）送付票

石川県（南加賀・石川・県央・中能登・奥能登）土木総合事務所庶務課事業係　御中

（送付日）令和　　年　　月　　日

（申請者）

許　可　番　号	般・特　第　　号	許可年月日	H・R　　年　　月　　日
商号（名称）		代表者名	
所　在　地	（〒　　－　　）		
担当者（代理人）名 住所・連絡先	住 所 ⇐※副本返送先を主たる営業所所在地以外にする場合、必ずご記載ください。（委任状がない場合） 氏名　　（日中連絡の取れる連絡先）電話：　　ＦＡＸ： 申請者との関係（本人・代表者以外の場合必ずご記載ください。）：　代理人・役員／従業員・その他（　　）		

（送付内容チェック表）　※封入時にチェック欄に☑し、ご確認ください。

チェック	項　　目		説　　明
□	返信用封筒（切手が貼付されたもの）またはレターパック		返信先の宛名と「法人・個人名、返送する申請名」を記載してください。
□	石川県証紙貼付票（県様式）		石川県の収入証紙（国の印紙ではありません。）※金額は裏面を参照
□	表紙	―	
□	許可申請書	様式第一号	
□	役員等の一覧表	別紙一	
□	営業所一覧表（新規）	別紙二(1)	
□	専任技術者一覧表	別紙四	
□	工事経歴書	様式第二号	申請する許可業種毎に作成してください。
□	直前3年の各事業年度における工事施工金額	様式第三号	
□	使用人数	様式第四号	
□	誓約書	様式第六号	
□	健康保険等加入状況	様式第七号の三	※確認資料が必要です。
□	令第３条に規定する使用人の一覧表	様式第十一号	
□	定款（写し）	任意様式	
□	財務諸表	様式第十五~十七号の三 様式第十八~十九号	該当する書式を提出 ※確認資料が必要な場合あり。
□	営業の沿革	様式第二十号	賞罰欄に、なければ「なし」と記載
□	所属建設業者団体	様式第二十号の二	
□	主要取引金融機関名	様式第二十号の三	
□	常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書又は 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	様式第七号　又は 様式第七号の二	該当する書式を提出
□	常勤役員等の略歴書又は 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	様式第七号別紙　又は 様式第七号の二別紙	該当する書式を提出
□	専任技術者証明書	様式第八号	
□	資格者証、卒業証明書等		必要となる場合に添付
□	実務経験証明書	様式第九号	必要となる場合に添付
□	指導監督的実務経験証明書	様式第十号	必要となる場合に添付
□	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	様式第十二号	上記常勤役員等を除く役員等(株主等含む)の一覧表に記載した全員分 賞罰欄になければ「なし」と記載（株主等は不要）
□	令第３条に規定する使用人の調書	様式第十三号	役員と重複する場合は不要です。

裏面もありますのでご確認ください。

ﾁｪｯｸ	項　　目		説　　明
□	登記されていないことの証明書	法務局発行	全役員分(株主等は不要)。申請到達（受付）日より３月以内に発行された原本。
□	身分証明書	市町村発行	全役員分(株主等は不要)。申請到達（受付）日より３月以内に発行された原本。外国籍の方は不要です。
□	株主(出資者)調書	様式第十四号	変更がなければ省略可。個人は不要。
□	従たる営業所確認資料（写真）	－	必要となる場合に添付。 撮影年月日を記載すること。
□	履歴事項全部証明書（原本）	法務局発行	申請到達（受付）日より３月以内に発行されたもの 個人は不要(支配人登記がある場合を除く)。
□	納税証明書		新規、許可換え新規のみ添付。 新規に事業を開始する場合は、法人の設立届または個人事業の開業届を添付。
□	委任状	任意様式	行政書士が代理申請する場合必要です。
□	念書		定款の目的に申請業種の建設業を営む旨が記載されていない場合に添付
□	副本、写本		副本は受付印を押印して返送します。
□	（確認資料　正・写各１部） □預貯金残高証明書（原本・必要となる場合・残高日が申請到達(受付)日から起算して前１か月以内のもの） □常勤役員等又は常勤役員等及び補佐者、専技の経験確認資料（必要となる場合・写しで可） □常勤役員等又は常勤役員等及び補佐者、専技の常勤確認資料（必要となる場合・写しで可）**健康保険被保険者カードの写しの場合、被保険者記号・番号部分はマスキングしてください。）** □健康保険等の加入状況の確認資料 ※具体的な確認資料については、「建設業許可申請のしおり」で確認してください。		

【注意】・**書類等の受付日は発送日ではなく、建設業課に到達した日となります。**有効期間内に到達するよう余裕をもって送付してください。
・事実と異なる内容の申請・届出を行った場合、許可の取消などの監督処分や罰則(懲役または罰金)の対象となる可能性があります。
必ず責任者へ確認の上、提出してください。

（参考）石川県知事許可申請手数料

●石川県収入証紙（国の印紙ではありません。）を石川県証紙貼付票に貼付

許可区分 申請区分	一般又は特定の一方のみを申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
１　新規	９万円	１８万円
２　許可換え新規	９万円	１８万円
３　般・特新規	９万円	－
４　業種追加	５万円	１０万円
５　更新	５万円	１０万円
６　般・特新規+業種追加	－	１４万円
７　般・特新規＋更新	－	１４万円
８　業種追加＋更新	１０万円	※(注)
９　般・特新規＋業種追加＋更新	－	１９万円

※(注)一般又は特定の一方のみ業種追加＋一般と特定の両方更新……15 万円
一般又は特定の両方を追加で、一般と特定の一方のみを更新･･･15 万円
一般又は特定の両方を業種追加＋一般と特定の両方更新･･････20 万円

建設業許可申請書（更新）送付票

石川県（南加賀・石川・県央・中能登・奥能登）土木総合事務所庶務課事業係　御中　御中

（送付日）令和　　年　　月　　日

（申請者）

許　可　番　号	般・特　第　　号	許可年月日	H・R　　年　　月　　日
商号（名称）		代表者名	
所　在　地	（〒　　－　　）		
担当者（代理人）名 住所・連絡先	住 所　　⇐※副本返送先を主たる営業所所在地以外にする場合、必ずご記載ください。（委任状がない場合） 氏名　　（日中連絡の取れる連絡先）電話：　　ＦＡＸ： 申請者との関係（本人・代表者以外の場合必ずご記載ください。）：　代理人・役員／従業員・その他（　　）		

（送付内容チェック表）　※封入時にチェック欄に☑し、ご確認ください。

チェック	項　目		説　明
□	返信用封筒（切手が貼付されたもの）またはレターパック		返信先の宛名と「法人・個人名、返送する申請名」を記載してください。
□	石川県証紙貼付票（県様式）		石川県の収入証紙（国の印紙ではありません。）※金額は裏面を参照
□	表紙	－	
□	許可申請書	様式第一号	
□	役員等の一覧表	別紙一	
□	営業所一覧表（更新）	別紙二(2)	
□	専任技術者一覧表	別紙四	
□	誓約書	様式第六号	
□	健康保険等加入状況	様式第七号の三	※確認資料が必要です。
□	令第３条に規定する使用人の一覧表	様式第十一号	
□	定款（写し）	任意様式	変更がなければ省略可
□	営業の沿革	様式第二十号	賞罰欄に、なければ「なし」と記載
□	所属建設業者団体	様式第二十号の二	変更がなければ省略可
□	主要取引金融機関名	様式第二十号の三	変更がなければ省略可
□	常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書又は 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	様式第七号　又は 様式第七号の二	該当する書式を提出
□	常勤役員等の略歴書又は 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	様式第七号別紙　又は 様式第七号の二別紙	該当する書式を提出
□	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	様式第十二号	上記常勤役員等を除く役員等（株主等含む）の一覧表に記載した全員分。賞罰欄になければ「なし」と記載（株主等は不要）
□	令第３条に規定する使用人の調書	様式第十三号	役員と重複する場合は不要です。
□	登記されていないことの証明書	法務局発行	全役員分（株主等は不要）。申請到達（受付）日より３月以内に発行された原本。
□	身分証明書	市町村発行	全役員分（株主等は不要）。申請到達（受付）日より３月以内に発行された原本。外国籍の方は不要です。
□	株主（出資者）調書	様式第十四号	変更がなければ省略可

裏面もありますのでご確認ください。

ﾁｪｯｸ	項　　目		説　　明
□	従たる営業所確認資料（写真）		必要となる場合に添付。 撮影年月日を記載すること。
□	履歴事項全部証明書	法務局発行	変更がなければ省略可。 申請到達（受付）日より３月以内に発行されたもの 個人は不要(支配人登記がある場合を除く)。
□	委任状	任意様式	行政書士が代理申請する場合必要です。
□	副本、写本		副本は受付印を押印して返送します。

ﾁｪｯｸ	項　　目	説　　明
□	（確認資料　正・写各１部） □常勤役員等又は常勤役員等及び補佐者、専技の常勤確認資料 **（健康保険被保険者カードの写しの場合、被保険者記号・番号部分はマスキングしてください。）** □健康保険等の加入状況の確認資料 ※具体的な確認資料については、「建設業許可申請のしおり」で確認してください。	**※手引きにて、原本提示又は原本証明としている書類等は、写しで可。**

【注意】・**書類等の受付日は発送日ではなく、県に到達した日となります。**有効期間内に到達するよう余裕をもって送付してください。
・事実と異なる内容の申請・届出を行った場合、許可の取消などの監督処分や罰則(懲役または罰金)の対象となる可能性があります。必ず責任者へ確認の上、提出してください。

（参考）石川県知事許可申請手数料

●石川県収入証紙（国の印紙ではありません。）を石川県証紙貼付票に貼付

許可区分 申請区分	一般又は特定の一方のみを申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
５　更新	５万円	１０万円

建設業許可に係る決算変更届出書（決算報告）送付票

石川県（南加賀・石川・県央・中能登・奥能登）土木総合事務所庶務課事業係　御中

（送付日）令和　　年　　月　　日

（届出者）

許　可　番　号	般・特　第　　号	許可年月日	H・R　　年　　月　　日
商 号（ 名 称 ）		代表者名	
所　　在　　地	（〒　　－　　）		
担当者（代理人）名 住 所 ・ 連 絡 先	住 所 氏名　　（日中連絡の取れる連絡先）電話：　　ＦＡＸ： 申請者との関係（本人･代表者以外の場合必ずご記載ください。）：代理人・役員／従業員・その他（　　）	⇐※副本返送先を主たる営業所所在地以外にする場合、必ずご記載ください。（委任状がない場合）	

（送付内容チェック表）　※封入時にチェック欄に☑し、ご確認ください。

ﾁｪｯｸ	項　　目	説　　明
□	返信用封筒（切手が貼付されたもの）または レターパック	返信先の宛名と「法人・個人名、返送する届出名：決算変更届」を記載してください。
□	表紙	
□	様式第二号「工事経歴書」	届出日現在で取得している許可業種毎に作成してください。実績がない場合は「実績なし」と記載してください。**注文者、工事名称は個人が特定されないよう、A,B等に氏名を置き換えてください。**
□	様式第三号「直前三年の各事業年度における工事施工金額」	
□	（財務諸表） 法人：□第十五号「貸借対照表」 □第十六号「損益計算書」 □第十七号「株主資本等変動計算書」 □第十七号の二「注記表」 個人：□第十八号「貸借対照表」 □第十九号「損益計算書」	
㈱のみ	(株式会社で資本金1億円超又は負債合計200億円以上のときのみ) □第十七号の三（附属明細表）	株式会社で資本金１億円超又は貸借対照表の負債合計が200億円以上のとき添付してください。
㈱のみ	□事業報告書	必要記載事項は、会社法施行規則で規定されています。特例有限会社は不要です。
□	事業税の納税証明書	
変更があったときのみ	□様式第四号「使用人数」	
	□様式第十一号「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表」	従たる営業所の登録があり、変更がある場合に必要。
	□定款	
	□健康保険等の加入状況（変更届）	従業員数の変更のみの場合は不要。
□	委任状	任意様式。 行政書士が届出を代理する場合必要です。
□	副本、写本	副本は受付印を押印して返送いたします。

【注意】・提出期限は、事業年度終了後４か月以内です。提出期限内に到達するよう余裕をもって送付してください。
・事実と異なる内容の申請・届出を行った場合や、変更の事実が生じたにもかかわらず届出をしない場合は、許可の取消などの監督処分や罰則（懲役または罰金）の対象となる可能性があります。必ず責任者へ確認の上、提出してください。

建設業許可に係る各種届出書送付票

石川県（南加賀・石川・県央・中能登・奥能登）土木総合事務所庶務課事業係　御中

（送付日）令和　　年　　月　　日

（届出者）

許可番号	般・特　第　　号	許可年月日	Ｈ・Ｒ　　年　　月　　日
商号（名称）		代表者名	
郵便番号・所在地	（〒　　－　　）		
担当者(代理人)名 住所・連絡先	住 所 ※副本返送先を主たる営業所所在地以外にする場合、必ずご記載ください。(委任状がない場合) 氏名　　(日中連絡の取れる連絡先)電話：　　ＦＡＸ： 申請者との関係(本人･代表者以外の場合必ずご記載ください。)：　代理人　・　役員／従業員　・　その他(　　)		

（送付内容チェック表）　※封入時にチェック欄に✔し、ご確認ください。

□　返送用封筒(切手が貼付されたもの)またはレターパック　１部　　※副本を返送します。

NO	変更事項		届出書様式番号 (↓チェック)		添　付　書　類 (↓チェック)　(下記のほかに確認資料を必要とすることがあります。)
1	商号(名称)、組織変更		□	第二十二号の二	□ ①履歴事項全部証明書(個人の場合は不要) ※１
2	営業所の所在地・名称		□	〃	□ ①商業登記簿謄(抄)本又は履歴事項全部証明書(手引きP130留意事項参照) ※１ ※従たる営業所の場合は、様式第二十二号の二(第二面)も必要 ※登記上と事実上の住所が異なり、商業登記簿謄本謄(抄) 本又は履歴事項全部証明書で変更後の所在地が確認できない場合は、別途確認書類が必要です。
3	従たる営業所の新設		□	〃	□ ①NO.10の届出書類
					□ ②NO.12の届出書類
			□	〃　(第二面)	□ ③履歴事項全部証明書(登記していない場合は不要) ※１
					□ ④営業所の確認資料(写真)
4	従たる営業所の廃止		□	第二十二号の二	□ ①令第３条使用人の一覧表(様式第十一号)
			□	〃　(第二面)	□ ②NO.12の届出書類
5	従たる営業所がある場合の営業所の業種追加		□	第二十二号の二	□ ①NO.12(変更・追加)の届出書類
			□	〃　(第二面)	
6	従たる営業所がある場合の営業所の業種廃止		□	第二十二号の二	□ ①NO.12の届出書類
			□	〃　(第二面)	
7	資本金額		□	第二十二号の二	□ ①株主(出資者)調書(様式第十四号)
					□ ②履歴事項全部証明書　※１
8	役員等	新任	□	〃	□ ①役員等の一覧表(別紙一)
					□ ②誓約書(様式第六号)
					□ ②履歴事項全部証明書(就任日が確認できるもの)　※１※２
					□ ③住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)
		代表者	□		□ ④登記されていないことの証明書　※１、※２
					□ ⑤身分証明書　※１、※２
					※２ 相談役・顧問・株主等の場合は②・④・⑤は不要。
		辞任・退任	□	〃	□ ①役員等の一覧表(別紙一)
					□ ②履歴事項全部証明書(辞任又は退任日が確認できるもの)※１、※２、※３
					※２常勤役員等(法第７条第１号の常勤役員等) になっている場合は、NO.11の届出書を併せて提出する。
					※３相談役・顧問・株主等の場合は、謄本の添付不要。
9	支配人	新任	□	〃	□ ①誓約書(様式第六号)
					□ ②履歴事項全部証明書　※１
					□ ③令第３条使用人の一覧表(様式第十一号)
					□ ④令第３条使用人の調書(様式第十三号)
					□ ⑤登記されていないことの証明書　※１
					□ ⑥身分証明書　※１
		退任	□	〃	□ ①履歴事項全部証明書(辞任又は退任日が確認できるもの)　※１
10	令第３条に規定する使用人		□	〃	□ ①誓約書(様式第六号)
					□ ②令第３条使用人の一覧表(様式第十一号)
					□ ③令第３条使用人の調書(様式第十三号)
					□ ④登記されていないことの証明書　※１
					□ ⑤身分証明書　※１

※１履歴事項全部証明書、登記されていないことの証明書、
身分証明書は、届出到達（受付）日より３月以内に発行されたもの

裏面もありますのでご確認ください。

NO	変更事項		届出書様式番号 (↓チェック)		添付書類 (↓チェック) (下記のほかに確認資料を必要とすることがあります。)	
11	常勤役員等及び補佐者 常勤役員等又は常勤役	変更・追加	□	第七号又は 第七号の二	□	①履歴事項全部証明書(個人事業主は不要)　※1
			□	第七号又は 第七号の二別紙	□	②変更時の常勤性の確認資料(しおりP24参照)
			□	第二十二号の二	□	③経営経験の確認資料(しおりP21～23参照)
		削除	□	第二十二号の三		(添付資料なし)
12	専任技術者	変更・追加	□	第八号	□	①変更時等の常勤性の確認資料(P24参照)
					□	②技術者の要件を証するイ～ホの該当する書類と添付資料
						イ　資格者証等の写し
			□	第二十二号の二		ロ　卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し
						ハ　実務経験証明書(様式第九号)　※証明書ごとの在籍確認資料が必要
						ニ　指導監督的実務経験証明書(様式第十号)
		有資格区分のみの変更	□	第八号		ホ　監理技術者資格者証の写し
		交替に伴う削除	□	第八号		(添付資料なし)
			□	第二十二号の二		
		後任がいない削除	□	第二十二号の三		(添付資料なし)
13	健康保険等の加入状況		□	第七号の三	□	①健康保険等の加入状況に関する確認資料

14	廃業	□	第二十二号の四 (廃業届)		(添付資料なし)

【注意】

・(提出期限) NO.1～9は変更後30日以内、NO.10～12は変更後２週間以内、NO.13は事業年度終了後４ヶ月以内、No.14は届出事由該当後30日以内です。提出期限内に到達するよう余裕をもって送付してください。

・事実と異なる内容の申請・届出を行った場合や、変更の事実が生じたにもかかわらず届出をしない場合は、許可の取消などの監督処分や罰則(懲役または罰金)の対象となる可能性があります。必ず責任者へ確認の上、提出してください。

第９　解体工事業について

『とび・土工工事業』から『解体工事業』が分離・新設され、平成２８年６月１日より、『解体工事』を営むには『解体工事業』の許可が必要となりました。

１　経緯・背景

維持更新時代の到来に伴う解体工事等の施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、平成２６年６月４日、「建設業法等の一部を改正する法律」が公布され、建設業許可の業種区分に『解体工事業』が新設されました。これまで解体工事は『とび・土工工事業』に含まれていましたが、『解体工事業』として分離され、解体工事を施工する専門業種として『解体工事業』が新設されました。

２　解体工事の内容、区分、考え方

建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容	建設工事の例示
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。

※総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

３　法施行前後の『とび・土工工事業』及び『解体工事業』の実務経験年数の取扱い

『新とび・土工』とは法施行後のとび・土工工事業を、『旧とび・土工』とは法施行前のとび・土工工事業のことを指します。

・『新とび・土工』の実務経験年数は、『旧とび・土工』のすべての実務経験年数とします。

・『解体工事』の実務経験年数は、『旧とび・土工』の実務経験年数のうち、『解体工事』に係る実務経験年数とします。

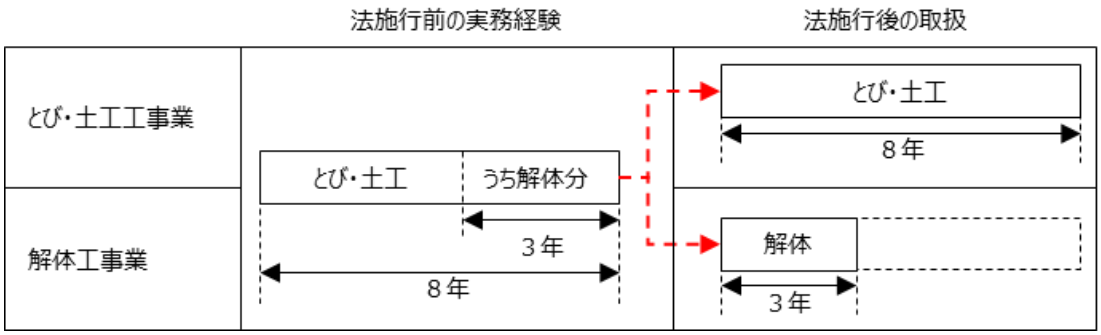

４　登録解体工事講習

解体工事の技術者資格において、１年以上の実務経験か登録解体工事講習の受講が必要な資格があります。登録解体工事講習を受講すれば、下記のとおり「登録解体工事講習修了証」が発行されます。なお、登録解体工事講習の実施機関は次のとおりです（令和６年２月現在）。

登録講習	実施機関の名称	電話番号
登録解体工事講習	公益社団法人全国解体工事業団体連合会 （所在地：東京都中央区八丁堀４－１－３）	03-3555-2196

登録解体工事講習の内容（詳細は、講習実施機関にお問い合わせください。）

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造、その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	３．５時間以上

登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証

（修了証番号　第　　号）

氏名

（生年月日　　年　　月　　日）

この者は、建設業法施行規則規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。

修了年月日　　年　　月　　日

登録講習実施機関代表者　　印

（登録番号　第　　号）